

桐生市国土強靱化地域計画 (案)

**令和3年3月
桐 生 市**

目 次

はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
 第1章 強靱化の基本的な考え方	3
1. 基本目標	3
2. 基本的な方針	3
(1) 取組姿勢	3
(2) 適切な施策の組み合わせ	3
(3) 効率的な施策の推進	4
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	4
 第2章 脆弱性評価及び施策の推進方針	5
1. 評価の枠組み及び手順	5
(1) 「対象とする自然災害」	6
(2) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」 ..	19
(3) 施策分野	21
(4) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価	22
(5) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための個別事業の設定	23
 第3章 計画の推進	128
1. 他の計画等の見直し	128
2. 施策の重点化	128
3. 施策の推進と進捗管理	129

はじめに

1. 計画策定の趣旨

我が国は、大規模自然災害に幾度となく見舞われ、その度に多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要となります。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定。）が策定されました。また、基本法の公布・施行から5年後の平成30年12月には、「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定。以下「国の基本計画」という。）が見直されました。

群馬県においては、国土強靱化基本計画と調和を図りながら「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）が平成29年3月に策定されました。

このような中、本市においても、基本法に基づき、国の基本計画や県地域計画との調和を保ちながら、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、本市の強靱化を推進するための「桐生市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」）を策定することとしました。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する地域計画であり、国土強靱化に関して、「桐生市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画等の指針となるものとして、市政の基本方針である「桐生市第六次総合計画」とも整合・調和を図りながら策定するものです。

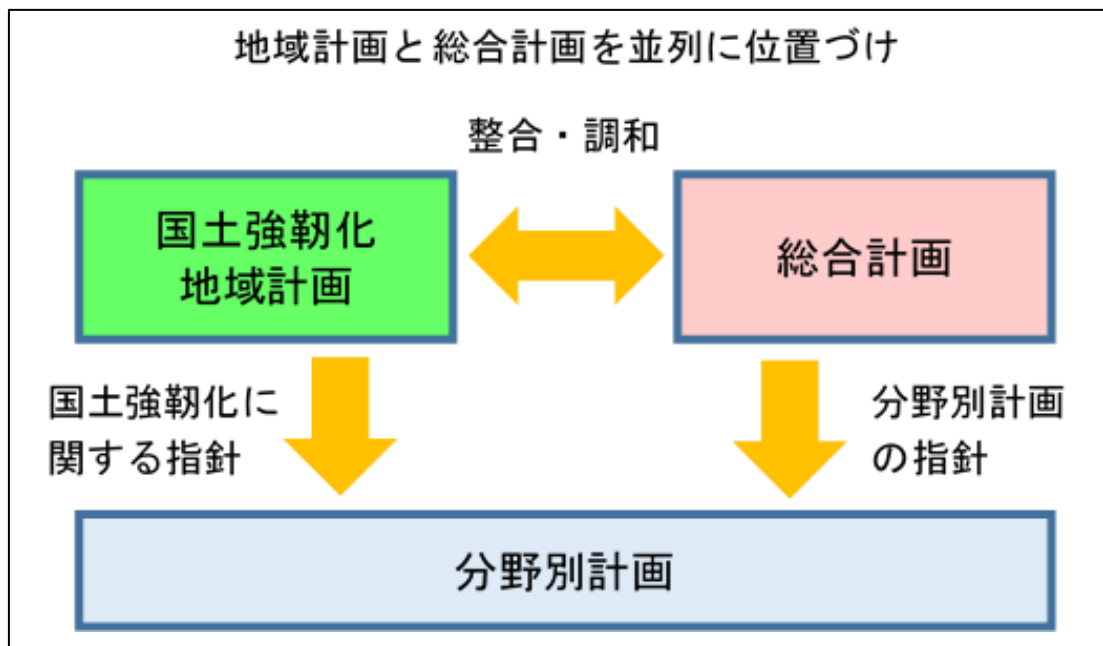


図 1 計画の位置付け

3. 計画期間

令和3年度を始期とし、国の基本計画や県地域計画、桐生市総合計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

第1章 強靱化の基本的な考え方

1. 基本目標

国の基本計画、県地域計画を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

2. 基本的な方針

本市の強靱化を進めるに当たっての基本的な方針は、国の基本計画や県地域計画を踏まえ、次のとおりとします。

市の取組に当たっては、国や県、民間の取組と連携して、総合的に推進することとします。

（1）取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう本質的原因を地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組にあたること。
- ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

（2）適切な施策の組み合わせ

- ④ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ⑤ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、住民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ⑥ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ⑦ 人口の減少等に起因する市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑧ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑨ 限られた資金を最大限に活用するため、国や県の施策や民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑩ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑪ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、市内各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑫ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

第2章 脆弱性評価及び施策の推進方針

1. 評価の枠組み及び手順

基本法第9条においては、国土強靱化に関する施策は、国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとして規定されており、国の基本計画及び県地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本市としても、桐生市の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国・県が示した評価手法等を参考に、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施します。

【脆弱性評価の手順】

- (1) 「対象とする自然災害」の設定



- (2) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定



- (3) 「施策分野」の設定



「起きてはならない最悪の事態」ごとにこれを回避するための施策の洗い出し



- (4) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価

(1) 「対象とする自然災害」

大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国の基本計画・県地域計画に準じ、本計画においては、大規模自然災害全般を対象災害として設定しました。

表 1 本市で想定される主な大規模自然災害

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震	内陸型	M7～8程度、最大震度6強を想定。建物被害、家財、死傷者が多数発生
台風・梅雨前線等による豪雨・竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等が発生
	大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等が発生
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等が発生
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による大雪災害を想定。例えば、交通事故・障害、家屋の倒壊等による人的・物的被害等が発生
事故災害		航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、県外の原子力施設事故を想定
火 災	大規模な火事	市街地における大規模な火事災害を想定
	林野火災	落雷等を原因とした火災が林野で発生し、乾燥や強風等により延焼、人的・物的被害等が発生

【地震の想定】

群馬県を取り巻く地震の発生環境と防災対策上の必要性を考え併せて、3つの地震を想定します。地震の発生環境は、次の観点から整理しました。

- ① 過去の震源の分析と発生した地震の規模
- ② 活断層の分布と活動度
- ③ プレートテクトニクスや地震の大構造

この調査では、活断層の分布と活動度及び地震の大構造に着目して想定地震を設定しました。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定したものであります。

なお、想定地震の発生が差し迫っていると判断したわけではありません。各想定地震について、震源域を断層面とする震源断層モデルを想定し、県内各地の揺れの大きさや液状化危険度の予測を行い、各種の被害・影響を想定しました。

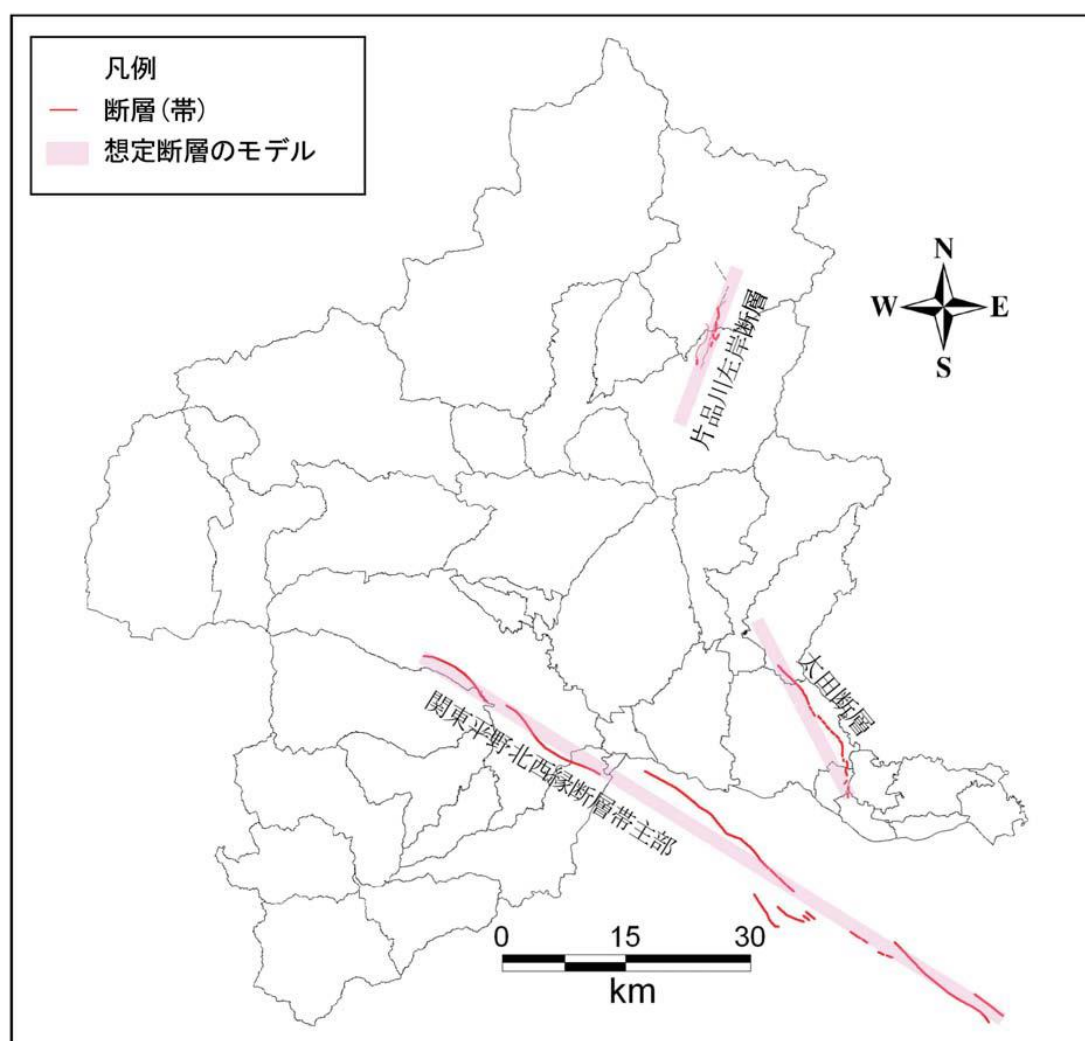


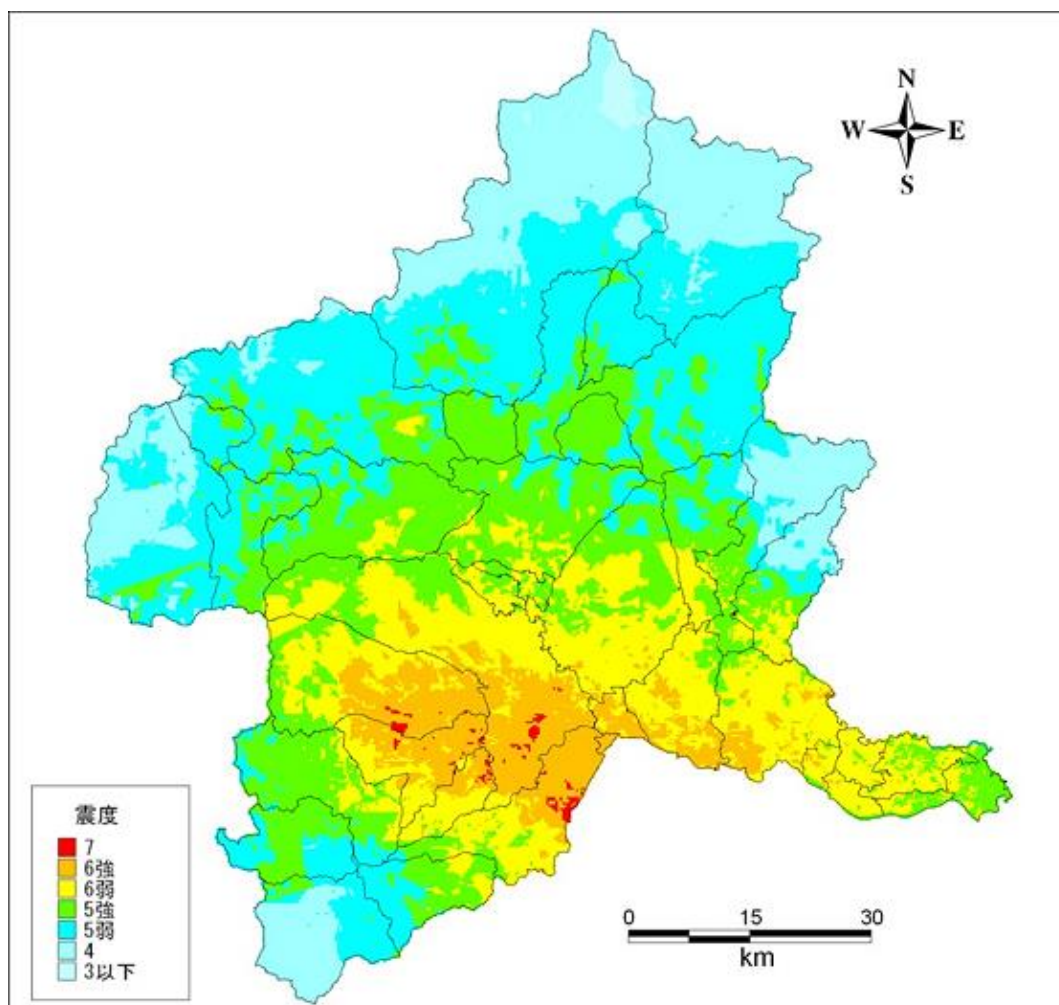
図 2 被害想定を行った3つの断層（帯）と想定断層モデルの位置図（桐生市地域防災計画）

表 2 想定した地震（桐生市地域防災計画）

想定地震名	規模 (M)	想定断層の概要	震源断層モデル				
			走向 (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2

(ア) 震度の予測結果

各種被害予測を行った3つの想定地震について、地表の予測震度分布図を示します。



市町村別の震度(6弱以上)状況

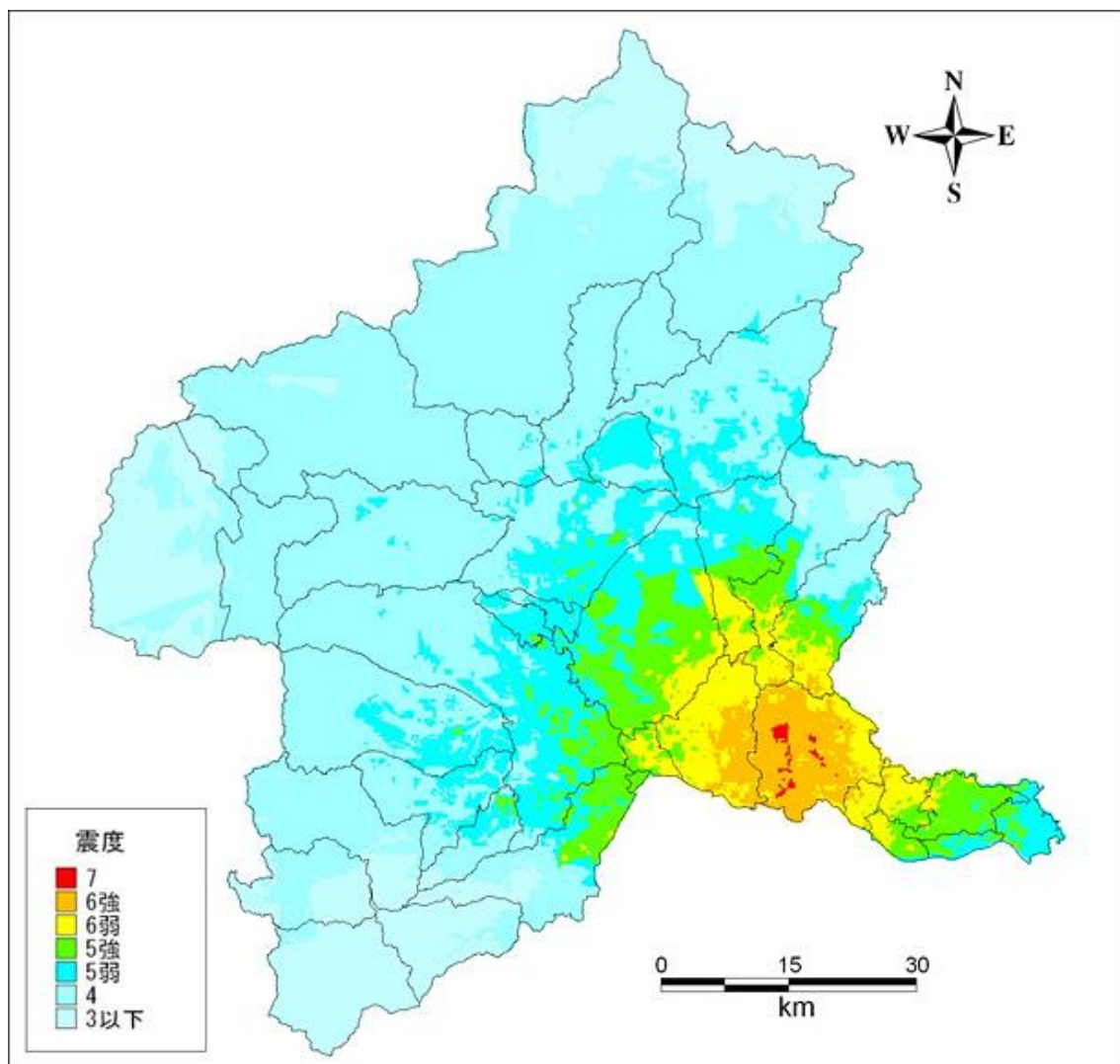
市町村名	震度		
	7	6強	6弱
藤岡市			
高崎市			
安中市			
富岡市			
甘楽町			
伊勢崎市			
太田市			
玉村町			
前橋市			
大泉町			
下仁田町			
千代田町			
館林市			



市町村名	震度		
	7	6強	6弱
邑楽町			
桐生市			
渋川市			
東吾妻町			
榛東村			
神流町			
みどり市			
板倉町			
明和町			
吉岡町			
中之条町			
長野原町			

※ 市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

図 3 関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)(桐生市地域防災計画)



市町村別の震度(6弱以上)状況

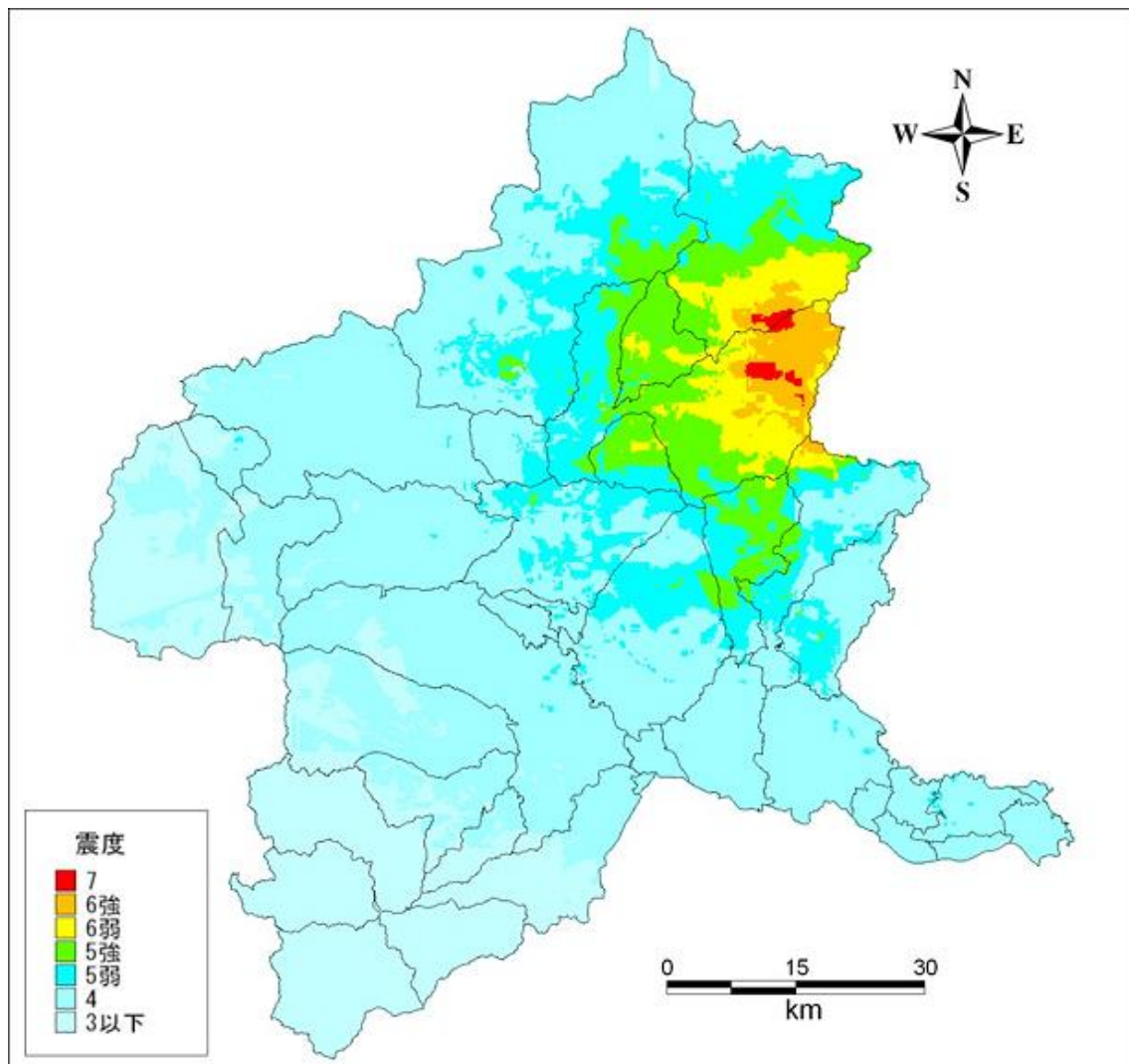
市町村名	震度		
	7	6強	6弱
太田市			
伊勢崎市			
桐生市			
大泉町			
みどり市			
邑楽町			
前橋市			
玉村町			
千代田町			
館林市			
藤岡市			
高崎市			
板倉町			

【太田断層】

太田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約18km。2009年、熊原康博氏(群馬大学教育学部)・近藤久雄氏(産業技術総合研究所)の共同調査により、存在が確認された。発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

※ 市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

図 4 太田断層による地震(M7.1) (桐生市地域防災計画)



市町村別の震度(6弱以上)状況

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
沼田市			
片品村			
みどり市			
川場村			
昭和村			
桐生市			

【片品川左岸断層】

沼田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約7～9 km。

「新編日本の活断層」(活断層研究会編, 1991)及び「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉, 2002)による。発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

※ 市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

図 5 片品川左岸断層による地震(M7.0) (桐生市地域防災計画)

【風水害の想定】

近年、日本各地で気候変動による集中豪雨災害の頻発化・激甚化が想定されており、本市においても例外ではありません。

(ア) 本市の風水害リスク

桐生市では、平成30年8月にハザードマップを改訂しており、その中では渡良瀬川や桐生川等の河川を起因とする水害、土砂災害など多様な災害が起きた際に想定される被害の及ぶ範囲がまとめられています。

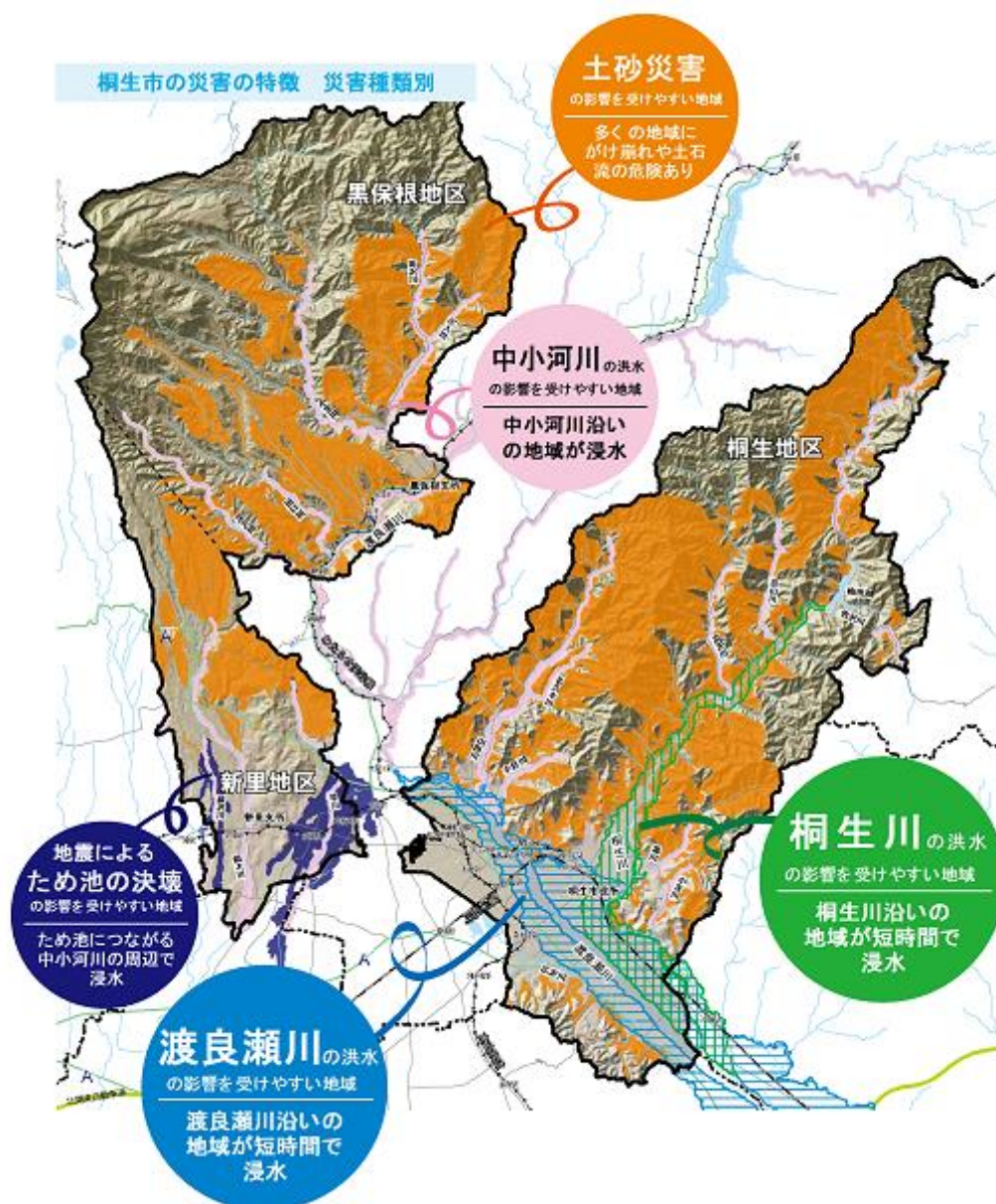


図 6 桐生市の災害の特徴 災害種類別 (桐生市水害ハザードマップ)

(イ) 河川氾濫のリスク

渡良瀬川や桐生川においては、想定最大規模の大雨で浸水するおそれがある範囲及び計画規模（約100年）の大雨で浸水するおそれがある範囲が下図のとおり示されています。

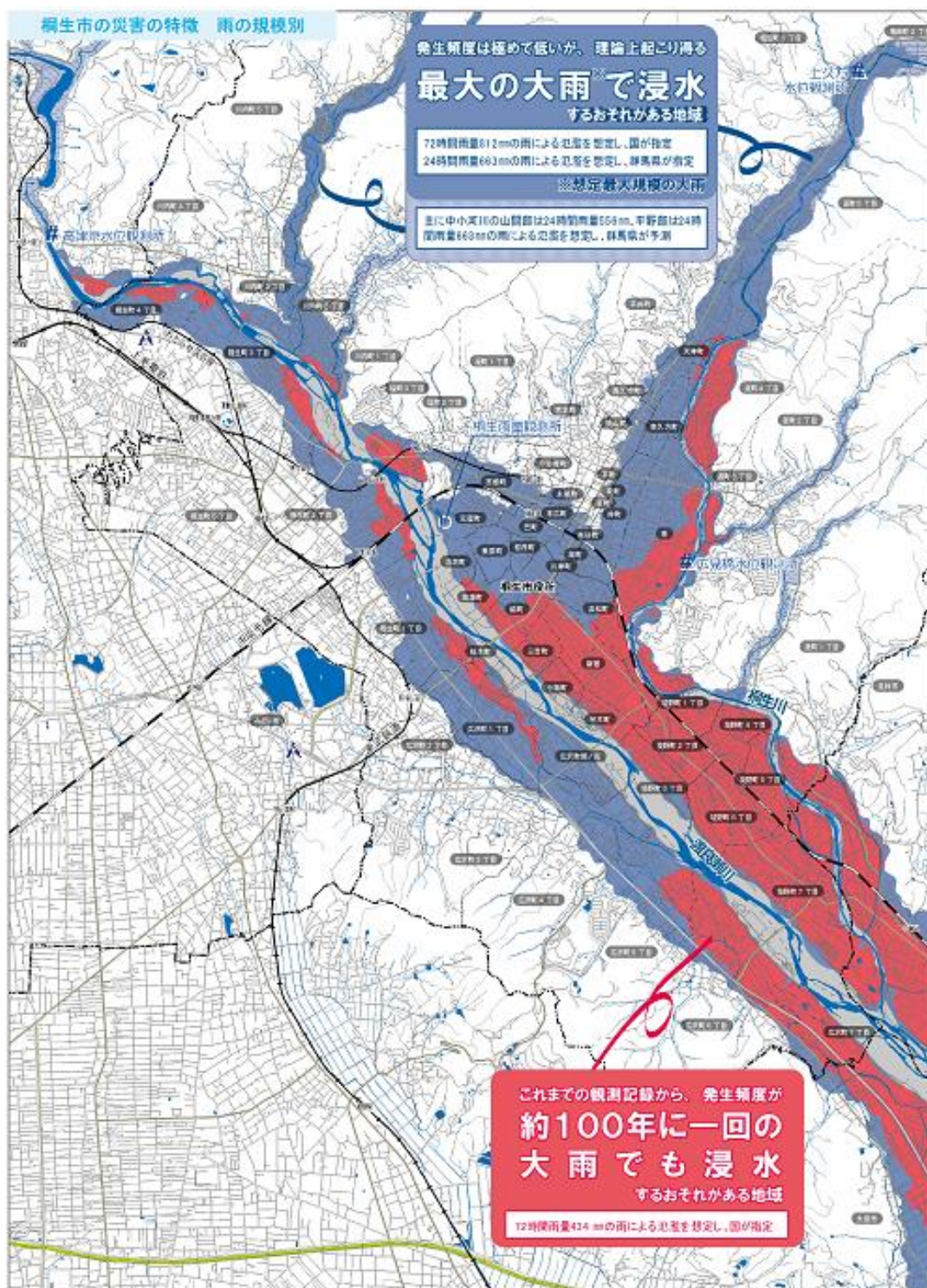


図 7 桐生市の災害の特徴 雨の規模別（桐生市水害ハザードマップ）

(ウ) 土砂災害のリスク

県は、土砂災害防止法に基づき、市内の土砂災害警戒区域の指定を完了しました。

表 3 土砂災害警戒区域等指定状況一覧(令和2年6月16日時点)(桐生市地域防災計画)

土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計	
警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域
242	217	520	517	6	0	768	734

【過去における災害記録】

(ア) 地震

表 4 本市(県)における主な被害地震履歴 (桐生市地域防災計画)

発生年月日	地震名(震源)	規模 (M)	震度	被害状況
1916. 2. 22 (大正 5)	・・・ (浅間山麓)	6. 2	3 : 前橋市昭和町	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸 一部破損109戸
1923. 9. 1 (大正12)	関東地震 (神奈川県西部)	7. 9	5 : 前橋市昭和町	負傷者 9 人、家屋全壊49戸 半壊 8 戸
1931. 9. 21 (昭和 6)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6. 9	5 : 前橋市昭和町	死者 5 人、負傷者55人 家屋全壊166戸 半壊1, 769戸
1964. 6. 16 (昭和39)	新潟地震 (新潟県下越沖)	7. 5	4 : 須田貝通報所 ・ 前橋市昭和町	負傷者 1 人
1996. 12. 21 (平成 8)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	5 弱 : 板倉町板倉 4 : 沼田市西倉内町 ・ 片品村東小川 ・ 桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004. 10. 23 (平成16)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	6. 8	5 弱 : 片品村東小川 ・ 高崎市高松町 ・ 渋川市北橘町	負傷者 6 人 家屋一部破損1, 055戸
2011. 3. 11 (平成23)	平成23年(2011年) 東北地方 太平洋沖地震 (三陸沖)	9. 0	6 弱 : 桐生市元宿町 5 弱 : 沼田市白沢町 ・ 前橋市富士見町 ・ 高崎市高松町 ・ 桐生市新里町 ・ 太田市西本町 ・ 渋川市赤城町 ・ 明和町新里 ・ 千代田町赤岩 ・ 大泉町日の出 ・ 邑楽町中野	○桐生市内の被害 負傷(軽傷)者 1 名、 住家半壊 2 棟 住家一部破損3, 168棟 ブロック塀の破損37件 自主避難による避難者 8 名 自主避難による 避難所開設 2 か所 桐生市災害対策本部設置

発生年月日	地震名(震源)	規模(M)	震度	被害状況
2018. 6. 17 (平成30)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市 4：前橋市、桐生市、 伊勢崎市、沼田市、 吉岡町、東吾妻町	住家一部破損4棟

※新里町、黒保根町との合併(平成17年)以前は旧桐生市の被害状況

(イ) 風水害・雪害及びその他災害

本市は、関東地方の西北部を占めている群馬県の東端に位置しており、新里町(35.6km²)と黒保根町(101.5km²)の飛び地の地域を含め、総面積274.57km²の広さを持ち、市庁舎の標高は、108mであるが、市域は、標高70mから1,828mに広がっており、起伏に富んだ地域になっている。

市域は、四囲山々をめぐらした盆地の中にあり、東方に仙人岳(663m)を主峰とした山脈を境として栃木県佐野市、足利市と接し、南は、茶臼山(294m)を主として東西に連なる八王子丘陵を境として太田市、みどり市と接している。北西は、黒檜山(1,828m)を主峰とする赤城山にまで達し、前橋市、沼田市など接し、北は、根本・三境(いずれも1,000m以上)の山脈を境として、みどり市の山間地帯と接している。

河川については、渡良瀬川と桐生川が市内を貫流し、梅田、広沢、川内、菱、新里、黒保根の各町には、それぞれ中小河川が流れ、大雨のときには、氾濫する可能性も否定できない。地質は、一般に岩石、泥土より成っていて比較的硬質であり、北部の山間地は、古成層で、市街地は、洪積層となっており、赤城山麓は、火山灰土洪積層が緩やかに展開している。

市の地域の7割以上を山林が占めることから、乾期には、山林火災への心配があるほか、急傾斜地を多く抱える地形であることから、大雨による山崩れや増水による被害が懸念される地域もある。

表 5 本市における主な風水害履歴(桐生市地域防災計画)

年 月 日	降雨量(mm)	災 害 種 別	摘 要
明治 2. 7. 13		大 風 雨	渡良瀬川洪水
3. 7. 18		大 洪 水	渡良瀬川堤防破壊 赤岩より新川分流
5. 9. 9		大 雷 雨	渡良瀬川洪水 須永村で3名押し流される
9. 6. 23			渡良瀬川洪水
11. 6.			〃
13. 7.			〃

年 月 日	降雨量(mm)	災 害 種 別	摘 要
明治 18.			渡良瀬川洪水
21. 7. 15			渡良瀬川、桐生川洪水
21. 7. 25		強 雷 雨	桐生川保井堤流失 今泉辺床上浸水 渡良瀬川洪水
22. 7.			渡良瀬川洪水
23. 7. 23			新宿沿岸堤防決壊
23. 8. 23			一本木村堤防決壊 新川氾濫
24. 7.		大 嵐 大 雨	渡良瀬川洪水
27. 8.			新川架設水桶橋流失 織物会社西裏堤防決壊浸水
30. 9. 8			渡良瀬川、桐生川洪水
31. 9. 6-7			大字一本木地先堤防破壊
35. 9. 25		暴 風 雨	境野村三ツ堀辺床上浸水
39. 7. 19			渡良瀬川、桐生川増水
40. 8. 25			広沢村三唐川用水路破壊
42. 7. 13			山田橋流失
43. 8. 2			渡良瀬川洪水 被害激甚
大正 3. 8. 13			新田堀引入口付近河身転変
5. 7. 29			渡良瀬川洪水
11. 8. 25			〃
13. 8. 13		強 い 風 雨	〃
昭和 5. 7. 30		大 暴 風 雨	〃
13. 9. 1			桐生川沿岸被害激甚
22. 9. 15	112.5	カ ス リ ー ン 台 風	渡良瀬川、桐生川大洪水 新川沿岸、境野方面被害激甚
23. 9. 16	225	ア イ オ ン 台 風	間の島堤防決壊
24. 9. 1	100	キ テ ィ 台 風	大字如来堂渡良瀬川堤防決壊
平成 25. 9. 16		台 風 第 1 8 号	竜巻の発生に伴う被害
26. 2. 14		大 雪	南岸低気圧と上空の寒気により大雪
26. 4. 15		林 野 火 災	菱町二丁目一色地内 黒川ダム付近

年 月 日	降雨量(mm)	災 害 種 別	摘 要
平成 29. 10. 21- 23	桐生 : 182.5	台 風 第 2 1 号	菱町地城等で土砂災害発生
令和 元. 10. 11- 13	桐生 : 242.5 黒保根 : 261.5	令 和 元 年 東 日 本 台 風	土砂流出や倒木など多数発生

※新里町、黒保根町との合併(平成17年)以前は旧桐生市の被害状況

（２）「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

国の基本計画及び県地域計画を参考に、（１）での本市の地理的・地形的特性等の地域特性を踏まえ、次の８つの「事前に備えるべき目標」と、25の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2	台風や豪雨を原因とする河川氾濫等の水害による多数の死傷者の発生
		1-3	大雨や地震を原因とする土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	大雪による転倒や交通事故等に伴う死傷者の発生
		1-5	防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2	救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生(感染症蔓延を含む)
3	必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		3-2	甚大な被害を受けた近隣の市町村や民間企業との相互応援体制が麻痺
		3-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動及び市場への物資・食料供給等の停滞
5	ライフライン、地域交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	電気・ガス・水道等ライフラインの長期にわたる停止
		5-2	地域交通網等の交通インフラの長期にわたる機能停止
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	治水ダムや防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	有害物質の大規模拡散・流出
		6-3	農地・森林等の被害による土地の荒廃
7	地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		7-4	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	災害に強い人づくり・地域づくり	8-1	人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

(3) 施策分野

国の基本計画及び県地域計画において設定された施策分野を踏まえ、次の6つの「個別施策分野」、1つの「横断的分野」を設定しました。

【個別施策分野】

- ① 産業、観光
- ② 福祉、健康、医療
- ③ 教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツ
- ④ 環境、安全・安心
- ⑤ 都市基盤
- ⑥ 協働、行政運営

【横断的分野】

- ① リスクコミュニケーション

（４）「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価

（２）で設定した25の起きてはならない最悪の事態ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など市以外が取組主体となるものを含む。）の推進状況や課題等を整理し、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策ごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。加えて、（３）で設定した6つの個別施策分野及び1つの横断的分野ごとに取組状況を明らかにするよう、評価結果は、施策分野ごとにも整理しました。これを掛け合わせて「マトリクス表（別紙１）」を作成しました。

現状分析・評価のポイントは以下のとおりです。

【現状分析・評価のポイント】

ア ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既に実施されているものが多くありますが、進捗状況等の観点から、まだ十分ではありません。

また、東日本大震災など、近年、これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、強靱化施策を基本目標に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、建築物等の耐震化や河川整備などのハード対策を着実に推進していくとともに、ハザードマップの作成や自主防災組織の充実強化などのソフト対策も適切に組み合わせた総合的な対策を推進する必要があります。

イ 自助・共助の更なる充実が必要

人口の減少や人口構成の変化が見込まれる中で、住民の的確な避難行動や自主防災組織の充実強化など住民の自助・共助を促進するとともに、事業者による防災教育・防災訓練の実施やBCP（事業継続計画）の作成と推進など事業者の自助・共助も促進し、地域防災力の向上を進める必要があります。

また、避難行動要支援者の状況把握と避難支援体制の整備、要配慮者利用施設に係る防災体制の整備など、関係者間の更なる連携を進める必要があります。

ウ 多様な実施主体の連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけでなく、民間事業者や住民など多岐にわたります。本市の強靱化を推進するためには、それぞれの実施主体が、自らの果たすべき役割に応じた取組を相互に連携を図りながら進める必要があります。

(5) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための個別事業の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための個別事業の設定に当たっては、下記の手順で検討を行いました。

【①起きてはならない最悪の事態ごとの主な施策の整理】

(4)における脆弱性評価の結果を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、25の「起きてはならない最悪の事態」ごとの“主な施策”を整理しました。

【②主な施策の脆弱性評価と推進方針、個別事業の設定】

主な施策ごとの“脆弱性評価”を踏まえて“推進方針”を定めるとともに、それに基づく“主な個別事業”を設定しました。

以降に、上記手順に沿って検討した、施策の整理及び個別事業の設定の結果を整理します。結果のまとめ方については、「表の見方」を参照ください。

①起きてはならない最悪の事態ごとの主な施策

…(4)における脆弱性評価の結果を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、25の「起きてはならない最悪の事態」ごとの“主な施策”を整理

■表の見方

X	***	←	事前に備えるべき目標
X-X	***	←	起きてはならない最悪の事態

○主な施策(x-x)

No.	施策名	
X	***	←起きてはならない最悪の事態を回避するための施策
		P-xx
		⋮

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

○主な施策(1-1)

No.	施策名	
1	住宅・建築物等の耐震化	P-36
2	空き家対策	P-37
3	造成宅地災害対策	P-38
4	市街地の整備	P-39
5	都市公園の整備	P-40
6	都市公園、公営住宅の老朽化対策	P-41
7	緊急輸送道路等の確保	P-42
8	避難誘導體制の整備	P-44
9	被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備	P-45
10	地域防災力の向上	P-46
11	災害時要配慮者支援	P-47
12	病院、社会福祉施設の耐震化	P-48
13	福祉避難所の指定、周知	P-49
14	道路施設の老朽化対策	P-50
15	鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備	P-51
16	防災教育の推進	P-52

1 直接死を最大限防ぐ

1-2 台風や豪雨を原因とする河川氾濫等の水害による多数の死傷者の発生

○主な施策(1-2) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
17	治水施設の整備・機能保全及び老朽化対策	P-53
7	緊急輸送道路等の確保	P-42
8	避難誘導體制の整備	P-44
10	地域防災力の向上	P-46
18	洪水からの住民避難を促す河川情報の提供	P-54
19	内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成	P-55
20	浸水の早期解消	P-56
21	避難勧告等の発令体制の整備	P-57
11	災害時要配慮者支援	P-47
13	福祉避難所の指定、周知	P-49
16	防災教育の推進	P-52

1 直接死を最大限防ぐ

1-3 大雨や地震を原因とする土砂災害等による多数の死傷者の発生

○主な施策(1-3) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
7	緊急輸送道路等の確保	P-42
8	避難誘導體制の整備	P-44
10	地域防災力の向上	P-46
21	避難勧告等の発令体制の整備	P-57
22	治山施設等の整備・機能維持	P-58
23	山地防災情報の周知	P-59
24	森林の整備	P-60
25	土砂災害防止施設の整備・機能保全及び老朽化対策	P-61
26	土砂災害からの住民避難を促す情報の提供	P-62
11	災害時要配慮者支援	P-47
13	福祉避難所の指定、周知	P-49
16	防災教育の推進	P-52

1 直接死を最大限防ぐ

1-4 大雪による転倒や交通事故等に伴う死傷者の発生

○主な施策(1-4) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
10	地域防災力の向上	P-46
27	大雪に備えた道路等の整備	P-63
28	雪崩対策施設の老朽化対策	P-64
29	道路施設等の応急復旧体制の整備	P-65

1 直接死を最大限防ぐ

1-5 防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

○主な施策(1-5) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
10	地域防災力の向上	P-46
18	洪水からの住民避難を促す河川情報の提供	P-54
21	避難勧告等の発令体制の整備	P-57
23	山地防災情報の周知	P-59
26	土砂災害からの住民避難を促す情報の提供	P-62
30	住民等への情報伝達	P-66
31	災害時における行政機関相互の通信手段の確保	P-67
11	災害時要配慮者支援	P-47

2 救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○主な施策(2-1) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
7	緊急輸送道路等の確保	P-42
32	食料等の備蓄	P-68
33	支援物資の供給に係る連携体制等の整備	P-69
34	大規模災害時における広域連携	P-70
35	「道の駅」の防災拠点化	P-71
36	水道施設の耐震化・老朽化対策	P-72
37	応急給水体制等の整備	P-73
38	要配慮者（難病患者等）への医療的支援	P-74
39	災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備	P-75

2 救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○主な施策(2-2) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
7	緊急輸送道路等の確保	P-42
22	治山施設等の整備・機能維持	P-58
24	森林の整備	P-60
38	要配慮者（難病患者等）への医療的支援	P-74
40	孤立のおそれのある集落との通信手段の確保	P-76
41	ヘリコプター離着陸可能場所の確保	P-77
42	孤立集落アクセスルートの確保	P-78
29	道路施設等の応急復旧体制の整備	P-65

2 救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○主な施策(2-3) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
5	都市公園の整備	P-40
7	緊急輸送道路等の確保	P-42
43	災害対応力の強化	P-80
44	消防関係施設の耐震化	P-82
45	緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	P-83

2 救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

○主な施策(2-4) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
5	都市公園の整備	P-40
7	緊急輸送道路等の確保	P-42
35	「道の駅」の防災拠点化	P-71
43	災害対応力の強化	P-80
45	緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	P-83
12	病院、社会福祉施設の耐震化	P-48
46	災害拠点病院の体制強化	P-84
47	災害医療に関わる人材の育成	P-85
48	災害福祉支援ネットワークの推進	P-86
13	福祉避難所の指定、周知	P-49

2 救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生(感染症蔓延を含む)

○主な施策(2-5)

No.	施策名	
49	感染症対策	P-87
50	家畜防疫	P-88
51	污水处理施設の耐震化・老朽化対策	P-89

3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する

3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

○主な施策(3-1) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
7	緊急輸送道路等の確保	P-42
31	災害時における行政機関相互の通信手段の確保	P-67
34	大規模災害時における広域連携	P-70
52	業務継続計画の策定、見直し	P-91
53	市情報通信部門における業務継続体制の整備	P-92
54	市庁舎の耐震化	P-93
55	応急対策物資等の調達	P-94

3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する

3-2 甚大な被害を受けた近隣の市町村や民間企業との相互応援体制が麻痺

○主な施策(3-2) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
10	地域防災力の向上	P-46
31	災害時における行政機関相互の通信手段の確保	P-67
43	災害対応力の強化	P-80
53	市情報通信部門における業務継続体制の整備	P-92

3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する

3-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○主な施策(3-3) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
10	地域防災力の向上	P-46
34	大規模災害時における広域連携	P-70
16	防災教育の推進	P-52
43	災害対応力の強化	P-80
47	災害医療に関わる人材の育成	P-85
48	災害福祉支援ネットワークの推進	P-86
53	市情報通信部門における業務継続体制の整備	P-92

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動及び市場への物資・食料供給等の停滞

○主な施策(4-1) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
7	緊急輸送道路等の確保	P-42
56	農業生産基盤の整備	P-95
24	森林の整備	P-60
57	企業の事業継続計画（BCP）策定の促進	P-97
58	人材育成を通じた農業経営の体質強化	P-98
59	事業者への金融支援	P-99
60	エネルギー供給体制の整備	P-100
61	被災農地等の早期復旧支援	P-101

5 ライフライン、地域交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 電気・ガス・水道等ライフラインの長期にわたる停止

○主な施策(5-1) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
7	緊急輸送道路等の確保	P-42
24	森林の整備	P-60
36	水道施設の耐震化・老朽化対策	P-72
51	汚水処理施設の耐震化・老朽化対策	P-89
60	エネルギー供給体制の整備	P-100
62	災害に備えた道路環境の整備	P-102
63	再生可能エネルギーの導入促進	P-103
52	業務継続計画の策定、見直し	P-91

5 ライフライン、地域交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-2 地域交通網等の交通インフラの長期にわたる機能停止

○主な施策(5-2) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
64	迅速な道路防災情報の提供	P-104
14	道路施設の老朽化対策	P-50
15	鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備	P-51
7	緊急輸送道路等の確保	P-42

6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1 治水ダムや防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○主な施策(6-1) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
22	治山施設等の整備・機能維持	P-58
24	森林の整備	P-60
65	ため池の防災対策	P-105
66	総合的な治水・土砂災害対策	P-106
67	農地の保全	P-108
17	治水施設の整備・機能保全及び老朽化対策	P-53
25	土砂災害防止施設の整備・機能保全及び老朽化対策	P-61
7	緊急輸送道路等の確保	P-42

6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-2 有害物質の大規模拡散・流出

○主な施策(6-2)

No.	施策名	
68	有害物質の拡散・流出防止対策	P-109
69	有害物質の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練	P-110

6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-3 農地・森林等の被害による土地の荒廃

○主な施策(6-3) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
22	治山施設等の整備・機能維持	P-58
24	森林の整備	P-60
70	農業の担い手に対する農地集積・集約化	P-111
71	耕作放棄地の発生抑制と再生支援	P-112
72	農地、農業用施設の維持・保全	P-113

7 地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○主な施策(7-1)

No.	施策名	
73	災害廃棄物処理対策の推進	P-114
74	被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知	P-115

7 地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-2 復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○主な施策(7-2) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
20	浸水の早期解消	P-56
39	災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備	P-75
75	農林業の担い手の確保・育成	P-116
76	建設業の担い手の確保・育成	P-117
29	道路施設等の応急復旧体制の整備	P-65

7 地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○主な施策(7-3) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
10	地域防災力の向上	P-46
77	応急仮設住宅の早期提供・運営	P-118
78	地籍調査の推進	P-119
79	持続可能な地域づくり	P-120
80	貴重な文化財等の保護	P-122

7 地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-4 被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態

○主な施策(7-4) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
81	雇用の確保と安定化	P-124
57	企業の事業継続計画（BCP）策定の促進	P-97
77	応急仮設住宅の早期提供・運営	P-118

7 地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○主な施策(7-5) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
82	風評被害等の防止に向けた正確な情報発信	P-125
30	住民等への情報伝達	P-66

8 災害に強い人づくり・地域づくり

8-1 人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

○主な施策(8-1) ※施策No. 着色は再掲施策

No.	施策名	
10	地域防災力の向上	P-46
38	要配慮者（難病患者等）への医療的支援	P-74
39	災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備	P-75
43	災害対応力の強化	P-80
47	災害医療に関わる人材の育成	P-85
48	災害福祉支援ネットワークの推進	P-86
75	農林業の担い手の確保・育成	P-116
76	建設業の担い手の確保・育成	P-117
79	持続可能な地域づくり	P-120
81	雇用の確保と安定化	P-124
83	移住・定住の促進	P-126

②主な施策の脆弱性評価と推進方針

… 主な施策ごとの“脆弱性評価”を踏まえて“推進方針”を定めるとともに、それに基づく“主な個別事業”を設定

■表の見方

No. X	*** ← 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策
○脆弱性評価	
*** ***	
↑ 関連する現行の施策（国、県、民間事業者など市以外が取組主体となるものを含む。）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策ごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価	
○推進方針	
*** ***	
↑ 脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための方策の推進方針を整理	
主な個別事業	担当部署
*****事業 ↑ 推進方針に基づく主な個別事業を整理	*****課 ↑ 個別事業を担当する部署
*****事業	*****課
主な関連計画	
・〇〇計画（xxxx～xxxx年度） ↑ 関連する計画を整理	

No. 1	住宅・建築物等の耐震化	
○脆弱性評価 ・市有建築物の耐震化を進めるとともに、市民へ耐震化の重要性を啓発し、一般住宅についても耐震診断及び耐震改修の促進を図っていく必要がある。 ・避難所や避難経路に存在するブロック塀は、大地震により倒壊すると避難や緊急物資輸送の妨げとなることから、地震対策を促進する必要がある。		
○推進方針 ・民間の保育所及び認定こども園に入所している児童が安全で安心して生活できるよう、耐震性が十分でない施設の建替えや耐震改修工事に対して計画的に支援を行う。 ・災害に強いまちづくりを目指して、民間木造住宅の耐震診断、耐震改修及び耐震シェルター設置の補助を行うとともに、避難路に面する危険ブロック塀等の撤去の支援を行う。 ・市営住宅の長寿命化のため、耐久性向上等を図る改善を行う。		
主な個別事業		担当部署
特定教育・保育施設整備補助事業		子育て支援課
耐震改修促進事業		建築指導課
市営住宅施設改修事業		建築住宅課
主な関連計画		
・第3期桐生市耐震改修促進計画（2021～2025年度） ・桐生市公営住宅等長寿命化計画（2020～2029年度） ・桐生市公共施設等総合管理計画（2017～2051年度） ・桐生市新市建設計画（2005～2025年度）		

No. 2	空き家対策
○脆弱性評価 ・総務省が実施した平成30年住宅・土地統計調査の結果によると、本市の空き家は13,170戸、空き家率は約20.9%であり、県内他自治体と比較しても空き家率が高い状況にある。 ・近年では、所有者、管理者等が不存在、不明の空き家も散見されており、今後対策が必要となる。 ・大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、空き家発生の抑制、除却・利活用の促進などの総合的な空き家対策を推進する必要がある。 ・空き家の増加はまち全体の活気を失わせるだけでなく、治安・防犯面からも問題となるため、利活用や除却も含めた適切な対応を進める必要がある。	
○推進方針 ・管理不全の空き家解消を図り、不動産の流通を促進するため、空き家に関する問い合わせの総合窓口として、市民からの相談に対する対応や調整を行う。 ・空家等特措法に基づく「桐生市空き家等対策協議会」の開催などにより、空き家の関係団体と一層の協力を推進していく。 ・国の空き家対策総合支援事業等を利用して、空き家の利活用や、除却後の跡地の有効活用のためのリフォーム又は除却工事費の一部を補助する。 ・空き家・空き地バンク事業は成約実績も多く、空き家流通に寄与していることから、SNS等を活用し、さらなる周知を図っていく。	
主な個別事業	担当部署
空家等対策事業	定住促進室
定住促進事業	定住促進室
きりゅう暮らし応援事業（定住促進室）	定住促進室
主な関連計画	
・桐生市空き家等対策計画（2018～2022年度）	

No. 3	造成宅地災害対策
○脆弱性評価 ・本市では、大規模地震により宅地の崩壊の危険性がある大規模盛土造成地マップの作成及び公表がされているが、変動予測調査の実施により、変動のおそれを確認し、必要に応じて「造成宅地防災区域」に指定し、宅地の災害対策を促進する必要がある。	
○推進方針 ・県と連携し、大規模地震により宅地の崩壊の危険性がある盛土造成地について、変動予測調査の実施により、変動のおそれを確認し、必要に応じて「造成宅地防災区域」に指定することにより、宅地の災害対策を促進する。	
主な個別事業	担当部署
※県と連携して事業を実施する	(建築指導課)
主な関連計画	
※県と連携して事業を実施する	

No. 4	市街地の整備
○脆弱性評価 ・地震時等に危険な密集市街地など大規模火災のリスクの高い地域においては、土地区画整理等による避難路や避難場所の整備、建築物の不燃化等について関係者が連携して計画的に進める必要がある。 ・狭あいな街路や歩道の未整備、電線地中化の立ち後れ等により、大規模災害時において、避難路の寸断や火災の延焼拡大が懸念されるため、国や県と連携を図り、街路整備を推進する必要がある。	
○推進方針 ・災害リスクの低いエリアへの居住の誘導や必要な生活サービス施設を維持するため、桐生市コンパクトシティ計画に基づき、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた施策を推進する。 ・重要伝統的建造物群保存地区の歴史的な環境を適切に保存し継承していくため、建物所有者と協議を重ねながら、伝統的建造物の保存修理を継続的に行う。 ・災害に強い安全な生活道路を構築するとともに、交通事情の改善を図るため、道路の新設・改良工事を行う。	
主な個別事業	担当部署
コンパクトシティ計画推進事業	都市計画課
重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業	観光交流課
道路橋梁新設改良事業	土木課
主な関連計画	
・桐生市都市計画マスタープラン（2015～2025年） ・桐生市コンパクトシティ計画（2019～2040年） ・桐生市景観計画（2016年度～） ・桐生市地域防災計画（1972年度～） ・桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区保存計画（2011年度～） ・桐生市歴史的風致維持向上計画（2017～2026年度）	

No. 5	都市公園の整備	
○脆弱性評価 ・大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備及び防災機能の強化を促進する必要がある。		
○推進方針 ・安全で快適な公園施設の利用を確保するため、公園施設の長寿命化計画を策定し、改修費用を平準化させ、それに基づく維持管理・更新を行う。		
主な個別事業		担当部署
都市公園施設長寿命化事業		公園緑地課
主な関連計画		
・桐生市都市計画マスタープラン（2015～2025年） ・桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 6	都市公園、公営住宅の老朽化対策
○脆弱性評価 ・市有建築物や都市公園については、建設及び整備から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により、市有建築物や都市公園を良好な状態に保持する必要がある。 ・老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画等に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。	
○推進方針 ・老朽化等により比較的大掛かりな改修等が必要な施設・設備について、緊急性や優先度等を加味し改修を行う。 ・人口減少と財政的制約の下、進行する施設の老朽化という課題に対応しつつ、一定の公共サービスの質を維持するため、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置及び老朽化した公共施設等の整備を計画的に推進する。 ・民間の保育所及び認定こども園に入所している児童が安全で安心して生活できるよう、耐震性が十分でない施設の建替えや耐震改修工事に対して計画的に支援を行う。 ・将来的に活用が予定される建築物について、優先順位の高いものから計画的に耐震化を図る。 ・市営住宅の長寿命化のため、耐久性向上等を図る改善を行う。 ・安全で快適な公園施設の利用を確保するため、公園施設の長寿命化計画を策定し、改修費用を平準化させ、それに基づく維持管理・更新を行う。	
主な個別事業	担当部署
学校施設改修事業（小学校）（中学校）（商業高校）	教育総務課
特定教育・保育施設整備補助事業【既出】	子育て支援課
耐震改修促進事業【既出】	建築指導課
市営住宅施設改修事業【既出】	建築住宅課
都市公園施設長寿命化事業【既出】	公園緑地課
主な関連計画	
・桐生市都市計画マスタープラン（2015～2025年） ・第3期桐生市耐震改修促進計画（2021～2025年度） ・桐生市公営住宅等長寿命化計画（2020～2029年度） ・桐生市公共施設等総合管理計画（2017～2051年度） ・桐生市新市建設計画（2005～2025年度） ・桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 7	緊急輸送道路等の確保
○脆弱性評価 ・災害時における避難や救助・救急活動、緊急物資の輸送に遅れが生じることが懸念されることから、緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、老朽化対策、舗装修繕、沿道建築物の耐震化、交差点の拡幅、代替道路の整備、鉄道の高架化、歩道新設・再整備、洪水・土砂災害・雪害対策等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要がある。 ・また、発災後の迅速な緊急輸送経路啓開に向け、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。	
○推進方針 ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路、橋梁等の老朽化対策や舗装修繕、新設工事等を行う。 ・北関東自動車道へのアクセスの向上を図るため、群馬県など関係機関と連携し、アクセス道路の整備を推進する。 ・安全で良好な市街地の形成と居住環境の整備を図るため、狭あい道路に面して建築行為等を行う建築主及び土地所有者の協力を得て、狭あい道路の整備を行う。 ・良好な道路交通環境の整備、また、沿道における良好な生活環境の確保を図るため、市道の除雪等の道路管理を適切に行う。	
主な個別事業	担当部署
中通り大橋線周辺整備事業	都市計画課
赤岩線整備事業	都市計画課
赤岩線周辺整備事業	土木課
道路橋梁管理事業	土木課
都市計画道路維持修繕改築事業	都市計画課
道路橋梁補修事業	土木課
橋梁長寿命化修繕事業	土木課
桐生大橋長寿命化事業	土木課
舗装長寿命化事業	土木課
新里支所道路橋梁補修事業	新里支所地域振興整備課
新里支所道路橋梁新設改良事業	新里支所地域振興整備課
新里支所武井西周辺道路整備事業	新里支所地域振興整備課
黒保根支所道路橋梁補修事業	黒保根支所地域振興整備課
安全安心道づくり事業	土木課
北関東自動車道アクセス道路整備推進事業	都市計画課

No. 7	緊急輸送道路等の確保	
主な個別事業（続き）		担当部署（続き）
道路橋梁新設改良事業【既出】		土木課
狭あい道路整備事業		建築指導課
主な関連計画		
・ 桐生市都市計画マスタープラン（2015～2025年） ・ 桐生市橋梁長寿命化修繕計画（2012年度～） ・ 桐生市新市建設計画（2005～2025年度） ・ 舗装長寿命化修繕計画（2020年度～） ・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 8	避難誘導体制の整備	
○脆弱性評価 ・市民に対して、防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する理解への取組を促進する必要がある。		
○推進方針 ・地域防災力の向上を図り、自発的な防災活動を促進するため、自主防災組織が実施する防災訓練その他の防災事業を補助金の交付等を通じ支援する。 ・防災訓練や防災マップの作成・配布等を通じた指定緊急避難場所及び指定避難所の周知や避難に対する理解を促すために、市民が主催する集会等に市職員を派遣する出前講座等を行う。		
主な個別事業		担当部署
自主防災事業		防災・危機管理課
市民活動推進事業		地域づくり課
市民活動推進センター事業		地域づくり課
出前講座事業		生涯学習課（防災・危機管理課）
主な関連計画		
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 9	被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備	
○脆弱性評価 ・地震によって広範囲にわたって宅地や建築物が被災した場合、これらの崩壊等による二次災害の発生が懸念される。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用可否を迅速に判断することは、住民の安全確保など、建築物による二次災害を防止するために不可欠であるため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定の体制整備、判定士の育成を図る必要がある。		
○推進方針 ・県と連携し、建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定士について、連絡体制の構築や模擬訓練の実施による体制の整備や、講習会の開催による新たな判定士の育成を図る。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		(建築指導課)
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 10	地域防災力の向上
○脆弱性評価 ・地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取組が必要である。家具類の転倒・落下・移動防止対策や火災対策のほか、消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。 ・加えて、住民が安全に避難するためには、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立ち退き避難をする場合はどこに行けばよいか、避難に際してはどのような情報に着目すればよいかを認識してもらう取組を推進する必要がある。	
○推進方針 ・地域防災力の向上を図り、自発的な防災活動を促進するため、自主防災組織が実施する防災訓練その他の防災事業を補助金の交付等を通じ支援する。 ・地域防災力の向上への理解を促すために、市民が主催する集会等に市職員を派遣する出前講座等を行う。 ・消防団の充実・強化を図るとともに、大規模・複雑化する災害に対応するため、消防団の消防車両及び機械器具や装備品の計画的な更新を行う。 ・河川の氾濫などから市民の生命や財産を守るため、水防訓練の実施や水防倉庫の充実を図る。	
主な個別事業	担当部署
消防団運営事業	消防総務課
消防団車両更新事業	警防課
水防事業	土木課
自主防災事業【既出】	防災・危機管理課
市民活動推進事業【既出】	地域づくり課
市民活動推進センター事業【既出】	地域づくり課
出前講座事業【既出】	生涯学習課（防災・危機管理課）
主な関連計画	
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 11	災害時要配慮者支援
○脆弱性評価 ・避難行動要支援者名簿及び名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別計画を活用した避難訓練の実施を促進する必要がある。 ・言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、県では、市町村等と連携して、災害時通訳ボランティアの養成講座の開催（毎年50人）や災害時多言語支援センターの運営、外国人住民が避難所の生活を模擬体験できる訓練を実施している。本市においても県と連携して、この取組を今後も継続することにより、災害時の外国人住民支援体制を充実強化する必要がある。	
○推進方針 ・避難行動要支援者名簿の定期的な更新に向けて、適切な要介護認定・障害者支援区分認定を行うことを目的として、桐生市介護認定審査会及び桐生市自立支援給付審査会を運営する。また、適切な要介護認定を行うことを目的として、要介護認定に係る訪問調査を行う。 ・災害時に避難行動要支援者名簿等（個別計画）を活用し、避難行動要支援者の支援を担う民生委員・児童委員の活動に対して支援を行う。 ・外国人の安全を確保するため、県と連携して各種講座や訓練を継続して実施するほか、国際交流協会と連携し、外国人住民への支援・交流を促進する。	
主な個別事業	担当部署
認定審査事業	健康長寿課
認定調査事業	健康長寿課
障害者支援区分認定事業	福祉課
民生委員事業	福祉課
国際交流事業	総務課
主な関連計画	
・桐生市地域防災計画（1972年度～） ・第3次桐生市地域福祉計画・第3次桐生市地域福祉活動計画（2020～2024年度）	

No. 12	病院、社会福祉施設の耐震化	
○脆弱性評価		
・利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、一層の耐震化が必要である。併せて非構造部材等の耐震対策についても促進する必要がある。		
○推進方針		
・規模要件に該当する建築物を対象に、その所有者に耐震化に関する指導・助言等を行う。		
主な個別事業		担当部署
耐震改修促進事業【既出】		建築指導課
主な関連計画		
・第3期桐生市耐震改修促進計画（2021～2025年度）		

No. 13	福祉避難所の指定、周知	
○脆弱性評価 ・福祉避難所については、その周知が十分になされておらず、被災された要配慮者に必要な支援が行き届いていないのではとの指摘が災害発生の度になされている。災害時に要配慮者へ必要な支援がなされるよう、あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する必要がある。		
○推進方針 ・平時から、福祉避難所に対する理解を促すために、市民が主催する集会等に市職員を派遣する出前講座等を行う。		
主な個別事業		担当部署
出前講座事業【既出】		生涯学習課（防災・危機管理課ほか）
主な関連計画		
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 14	道路施設の老朽化対策
○脆弱性評価 ・道路や橋梁において、大規模災害時においても十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し、道路・橋梁施設を良好な状態に保持する必要がある。 ・老朽化対策にあたっては、利用者の安全・安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的な点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。	
○推進方針 ・各種長寿命化計画及び維持修繕計画等に基づき、都市計画道路や橋梁等の維持管理や修繕を行う。	
主な個別事業	担当部署
都市計画道路維持修繕改築事業【既出】	都市計画課
道路橋梁補修事業【既出】	土木課
橋梁長寿命化修繕事業【既出】	土木課
桐生大橋長寿命化事業【既出】	土木課
舗装長寿命化事業【既出】	土木課
新里支所道路橋梁補修事業【既出】	新里支所地域振興整備課
新里支所道路橋梁新設改良事業【既出】	新里支所地域振興整備課
新里支所武井西周辺道路整備事業【既出】	新里支所地域振興整備課
黒保根支所道路橋梁補修事業【既出】	黒保根支所地域振興整備課
安全安心道づくり事業【既出】	土木課
主な関連計画	
・桐生市都市計画マスタープラン（2015～2025年） ・桐生市橋梁長寿命化修繕計画（2012年度～） ・舗装長寿命化修繕計画（2020年度～）	

No. 15	鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備
○脆弱性評価 ・経営基盤が脆弱な鉄道・路線バス事業者については、災害時における独自の危機管理体制整備が難しいため、発災時における鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送が困難になることが懸念されることから、鉄道・路線バス事業者に対し、車両や従業員の確保等の支援を行う必要がある。 ・災害発生時において大きな被害及び交通影響が想定されるため、施設の耐震化を促進する必要がある。	
○推進方針 ・鉄道利用の促進・活性化及び鉄道事業者の経営安定のため、ＪＲ両毛線・東武鉄道・上毛電気鉄道・わたらせ渓谷鐵道の啓発・要望活動や運行補助などを、災害時も踏まえて平時から行う。 ・鉄道駅周辺をはじめとする地域拠点の活性化を目指し、新桐生駅のバリアフリー化などの整備に対し、経費の一部を負担する。 ・路線バスを持続可能な公共交通として維持していくために、おりひめバスの運行に対する補助を、災害時も踏まえて平時から行うとともに、バス交通に関する各推進事業を実施する。 ・県と連携して、災害発生時の鉄道被害を最小限に抑えるため、鉄道事業者による施設の耐震化等の防災対策を支援する。	
主な個別事業	担当部署
軌道交通対策事業	広域連携推進室
バス交通対策事業	広域連携推進室
主な関連計画	
・桐生市都市計画マスタープラン（2015～2025年）	

No. 16	防災教育の推進
○脆弱性評価 ・児童・生徒（総合的な教育の観点から幼児等も）が自然災害に対する正しい知識と行動を理解することは、児童・生徒自身を守るだけではなく、家庭や地域社会を守ることにもつながるため、学校等における防災教育を推進する必要がある。 ・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要である。このため、市民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図る必要がある。	
○推進方針 ・児童・生徒（総合的な教育の観点から幼児等も）への防災教育の充実を図るため、各種団体への委託や、地域の教育力を生かすなど、特色ある教育活動を推進する。 ・群馬大学大学院理工学府の大学院生（サイエンスドクター）を学校等へ派遣し、理科授業や教育活動の支援を行うことで、科学に基づく防災への関心を高める。 ・教職員の資質向上を図るため、研修講座や課題研究の企画運営及び教育研究所施設設備の維持管理を行う。また、教職員の教育資料への関心を高め、教育活動への有効活用を促すために、教育資料の収集・整理・保管・提供を行う。 ・市民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るために、市民が主催する集会等に市職員を派遣する出前講座等を行う。	
主な個別事業	担当部署
教育・保育給付事業	子育て支援課
学校教育振興事業	学校教育課
サイエンスドクター事業	学校教育課
教育研究所管理事業	学校教育課
教職員研修事業	学校教育課
教育資料室事業	学校教育課
生涯学習推進事業	生涯学習課
出前講座事業【既出】	生涯学習課（防災・危機管理課ほか）
地域社会教育総合事業【既出】	生涯学習課
主な関連計画	
・第２期桐生市教育大綱（2021～2023年度） ・桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 17	治水施設の整備・機能保全及び老朽化対策
○脆弱性評価 ・浸水被害が発生しないよう、引き続き国及び県と連携して河道拡幅・築堤・調節池整備等の河川改修を進めていく必要がある。 ・河道閉塞や堤防・護岸の損傷等により、浸水被害が拡大するおそれがあるため、洪水時に河川やダム施設の機能が最大限発揮できるよう、引き続き堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策を着実に進める必要がある。 ・堤防が決壊した場合、甚大な被害が発生することから、国及び県と協力して、引き続き堤防の安全性を確認する点検調査、及び対策が必要な箇所の堤防補強を進めていく必要がある。 ・堤防が越水により決壊するまでの時間を長くし、住民の避難時間を稼ぐため、引き続き、国及び県と協力して、未舗装区間の堤防天端舗装を進めていく必要がある。 ・国及び県から委託管理している河川構造物（排水機場、水門、ダム等）は老朽化が進行しており、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、国及び県と連携して老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、市民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。	
○推進方針 ・溢水や越流、洗掘などが起こらないよう、河川・水路の適切な維持管理を行う。 ・水害から市民を守るため、河川・水路における未整備箇所及び管理上支障となる箇所の改善を図るための改良を行う。 ・水路・河川などの公共物を良好な状況に保つとともに、環境美化に対する市民意識の高揚を図ることを目的とし、市民ボランティアによる清掃活動の支援を行う。	
主な個別事業	担当部署
河川水路維持事業	土木課
河川水路新設改良事業	土木課
新里支所河川水路維持事業	新里支所地域振興整備課
新里支所河川水路新設改良事業	新里支所地域振興整備課
きれいにしようよ桐生事業	土木課
※このほか、県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
・桐生市地域防災計画（1972年度～） ・桐生市新市建設計画（2005～2025年度）	

No. 18	洪水からの住民避難を促す河川情報の提供
○脆弱性評価 ・河川の状況をリアルタイムで見ることができる河川監視カメラの設置を進めるとともに、監視画像や水位雨量情報を分かりやすく周知できるようホームページやスマートフォン等による公開を進めるなど、住民の主体的な避難行動を促すような情報提供を進めていく必要がある。 ・出水時に重点的に監視する「重要水防箇所」の位置や状況などの情報共有を図ることが迅速な水防活動等につながるため、県とも協力し、関係者（水防団、自治会等）と出水期前に合同で点検を実施するなど、重要水防箇所の周知を図る必要がある。	
○推進方針 ・より多くの市民に、より早く正確な情報を伝達するため、防災ラジオやJ－A L E R T（全国瞬時警報システム）機器等の情報伝達手段の運用管理を行うとともに、本市の地域特性に即した機能を備えた全市域一体の新たな防災情報伝達システムを構築する。 ・河川の氾濫などから市民の生命や財産を守るため、「重要水防箇所」の確認を含めた水防訓練の実施を図る。	
主な個別事業	担当部署
災害時情報通信設備管理事業	防災・危機管理課
防災情報伝達システム整備事業	防災・危機管理課
水防事業【既出】	土木課
主な関連計画	
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 19	内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成	
○脆弱性評価		
・ 改正水防法に基づく内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップが作成されていないため、早期の作成及び住民等への周知を行う必要がある。		
○推進方針		
・ 県と連携し、改正水防法に基づき、内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップを作成するとともに、住民等への周知を行う。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 20	浸水の早期解消	
○脆弱性評価 ・河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備するとともに、必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する必要がある。		
○推進方針 ・桐生地区における常習的な浸水箇所の解消を図るため、雨水管の整備工事を行うとともに、集中豪雨及び台風の災害に備えた河川施設の応急復旧を迅速に行えるよう国及び県と連携して体制を整備する。		
主な個別事業		担当部署
河川災害復旧事業		土木課
公共下水道事業		下水道課
主な関連計画		
・桐生市地域防災計画（1972年度～） ・桐生市新市建設計画（2005～2025年度）		

No. 21	避難勧告等の発令体制の整備	
○脆弱性評価 ・洪水や土砂災害に対する円滑かつ迅速な避難を確保するために、桐生市においては、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等を活用した避難勧告等の具体的な発令基準を策定している。その基準に基づき、適時適切に避難勧告等が発令されるよう、各種情報の収集体制や庁内での共有体制、情報の伝達体制等をあらかじめ確保しておく必要がある。		
○推進方針 ・より多くの市民に、より早く正確な情報を伝達するため、防災ラジオやJ－A L E R T（全国瞬時警報システム）機器等の情報伝達手段の運用管理を行うとともに、本市の地域特性に即した機能を備えた全市域一体の新たな防災情報伝達システムを構築する。 ・河川の氾濫などから市民の生命や財産を守るため、各種情報の収集体制や庁内での共有体制、情報の伝達体制等を確認するための水防訓練を実施する。		
主な個別事業		担当部署
災害時情報通信設備管理事業【既出】		防災・危機管理課
防災情報伝達システム整備事業【既出】		防災・危機管理課
水防事業【既出】		土木課
主な関連計画		
・桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 22	治山施設等の整備・機能維持	
○脆弱性評価 ・林地崩壊等の山地災害を防止するため、治山施設の設置等により森林の有する公益的機能の維持・強化を図る必要がある。 ・治山施設、地すべり防止施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む必要がある。		
○推進方針 ・県と連携し、林地崩壊等の山地災害を防止するため、治山施設の設置等により森林の有する公益的機能の維持・強化を進める。 ・県と連携し、治山施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 23	山地防災情報の周知
○脆弱性評価 ・ 山地防災情報は従来より県から市町村等へ提供されるが、地域住民への更なる周知が課題である。地域住民の適時・適切な避難行動や本市の防災計画策定を推進するため、県による山地災害危険地区の適確な把握や、山地防災情報の周知に取り組む必要がある。	
○推進方針 ・ 県と連携し、地域住民の適時・適切な避難行動や本市の防災計画策定を推進するため、県による山地災害危険地区の適確な把握や、山地防災情報の周知に取り組む。	
主な個別事業	担当部署
※県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
※県と連携して事業を実施する	

No. 24	森林の整備
○脆弱性評価 ・森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能などの多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、さらに、森林整備を推進する必要がある。	
○推進方針 ・健全な森林の保全、林業経営の向上に資するため、林業経営者及び各種団体へ補助を行う。 ・森林の整備・保全を目的として林道を整備するため、林道梅田小平線の林道用地及び残土処理場の取得を行う。加えて、林道機能を有効かつ適切に発揮させるため、管理者として林道の維持管理・補修を行う。 ・私有林の森林経営管理を促進するため、市内の山林から低質材を搬出・利用する際の経費に対して補助を行う。 ・県と連携して森林の有する公益的機能の維持を行う。	
主な個別事業	担当部署
林業振興事業	林業振興課
林道補修事業	林業振興課
林道開設事業	林業振興課
森林経営管理事業	林業振興課
林業作業道補修事業	林業振興課
新里支所林道補修事業	新里支所地域振興整備課
黒保根支所林道補修事業	黒保根支所地域振興整備課
黒保根支所林道新設改良事業	黒保根支所地域振興整備課
森林保全事業	林業振興課
山林火災跡地復旧事業	林業振興課
主な関連計画	
・桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 25	土砂災害防止施設の整備・機能保全及び老朽化対策
○脆弱性評価 ・ 県が主体となり整備を行っている土砂災害が発生するおそれがある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設について、現時点では土砂災害対策推進計画に対し、整備が遅れている状況であることから、今後は、更なる進捗を図る必要がある。 ・ 旧基準で整備された砂防堰堤は土石流対策の機能が低く、大規模災害による甚大な被害の発生が考えられることから、現行基準による改築が必要である。現在、県において既存施設を活用した改築整備を進めているが、今後も土砂災害から市民の人命、財産を守るため、整備を進める必要がある。 ・ 施設背面への土砂堆積などにより砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の機能が低下し、被害が発生する可能性は高くなることから、機能保全の対策が必要である。今後、計画的に機能保全を図るため、県と連携して施設の点検、更新、堆積土砂撤去等を進めて行く必要がある。 ・ 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要がある。老朽化対策にあたっては、市民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、県と連携して計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。	
○推進方針 ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊が発生した場合、人家に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地について、崩壊を未然に防止するため、群馬県が行う事業の経費の一部を負担する。	
主な個別事業	担当部署
急傾斜地崩壊対策事業	土木課
※このほか、県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 26	土砂災害からの住民避難を促す情報の提供
○脆弱性評価 ・ 本県における土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定は平成26年度で完了したが、その後の災害発生や開発等により現地状況が変化し、警戒体制の整備や住民の避難に影響が出ることが懸念されるため、定期的（概ね5年毎）に県による再調査を行う必要がある。本市においては、平成27年度に市民に対して土砂災害ハザードマップを作成・配布しているが、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の再調査の結果によっては更新を図る必要がある。 ・ 大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、県と前橋地方気象台が連携して土砂災害警戒情報を発表しているが、現在の知見では場所や時間の特定が困難で、空振りが多発しており、迅速な警戒避難体制への移行に影響が出ることが懸念されることから、更なる精度、機能向上のため、関係機関での意見交換を踏まえて、県によるシステム改修や各種ツールの開発を進める必要がある。 ・ 県では、区域ごとの実効性のある住民主体の警戒避難体制の構築（自主避難計画の作成）を促進しており、本市では平成30年度に対象48町会・自治会すべてで自主避難計画の作成が完了した。しかし、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の再調査による区域の見直しや体制構築から時間が経っていることによる自主避難計画の更新等、定期的な見直しを図ることが必要である。	
○推進方針 ・ より多くの市民に、より早く正確な情報を伝達するため、防災ラジオやJ－ALERT（全国瞬時警報システム）機器等の情報伝達手段の運用管理を行うとともに、本市の地域特性に即した機能を備えた全市域一体の新たな防災情報伝達システムを構築する。 ・ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の再調査による区域の見直しや体制構築から時間が経っていることによる自主避難計画の更新等、定期的な見直しを図るために、市民が主催する集会等に市職員を派遣する出前講座等を行う。	
主な個別事業	担当部署
災害時情報通信設備管理事業【既出】	防災・危機管理課
防災情報伝達システム整備事業【既出】	防災・危機管理課
出前講座事業【既出】	生涯学習課（防災・危機管理課）
主な関連計画	
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 27	大雪に備えた道路等の整備	
○脆弱性評価 ・大雪時においては、積雪や路面凍結等により、利用者の安全な道路通行が困難になることが懸念されるため、群馬県建設業協会桐生支部や業務委託している建設業者に除雪及び雪解凍作業を依頼することから、連携体制の強化の必要がある。 ・前橋地方気象台からの大雪に関する情報等を活用しながら、除雪を要する箇所の計画的な点検・調査を実施する必要がある。		
○推進方針 ・良好な道路交通環境の整備、また、沿道における良好な生活環境の確保を図るため、市道の除雪等の道路管理を適切に行う。		
主な個別事業		担当部署
道路橋梁管理事業【既出】		土木課
新里支所道路橋梁管理事業【既出】		新里支所地域振興整備課
黒保根支所道路橋梁補修事業【既出】		黒保根支所地域振興整備課
※このほか、県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
・桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 28	雪崩対策施設の老朽化対策
○脆弱性評価 雪崩対策施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し雪崩対策施設を良好な状態に保持する必要がある。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。	
○推進方針 県と連携し、雪崩対策施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を推進する。老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。	
主な個別事業	担当部署
※県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
※県と連携して事業を実施する	

No. 29	道路施設等の応急復旧体制の整備
○脆弱性評価 ・災害発生時において、迅速な救助・救急、復旧・復興を図るためには、早期の緊急通行車両の通行確保が重要となるが、本市においては、具体的な道路啓開のあり方が明確になっていないことから、県と連携して道路啓開体制を確立する必要がある。 ・大雪時に備え、県では「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」を策定し、各道路管理者、建設業協会、警察などが連携・協力する体制を整備しているが、除雪体制を確実に確保するために、除雪請負業者との連携強化を推進する必要がある。	
○推進方針 ・集中豪雨及び台風の災害に備えた道路施設の応急復旧を迅速に行える体制を整備する。 ・良好な道路交通環境の整備、また、沿道における良好な生活環境の確保を図るため、市道の除雪等の道路管理を適切に行う。	
主な個別事業	担当部署
道路災害復旧事業	土木課
新里支所道路災害復旧事業	新里支所地域振興整備課
道路橋梁管理事業【既出】	土木課
新里支所道路橋梁管理事業【既出】	新里支所地域振興整備課
黒保根支所道路橋梁補修事業【既出】	黒保根支所地域振興整備課
※このほか、県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
・桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 30	住民等への情報伝達	
○脆弱性評価 ・ 市民が必要とする災害情報の充実に向け、災害発生時に情報を一斉に迅速かつ的確に周知することのできる防災行政無線（同報系）やＬ－アラートの適切な運用に加え、ホームページ、ＳＮＳなど情報発信の多様化や迅速な情報更新を図る必要がある。		
○推進方針 ・ より多くの市民に、より早く正確な情報を伝達するため、防災ラジオやＪ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）機器等の情報伝達手段の運用管理を行うとともに、本市の地域特性に即した機能を備えた全市域一体の新たな防災情報伝達システムを構築する。		
主な個別事業		主な個別事業
新里支所防災行政無線事業		新里支所市民生活課
黒保根支所防災行政無線事業		黒保根支所市民生活課
災害時情報通信設備管理事業【既出】		防災・危機管理課
防災情報伝達システム整備事業【既出】		防災・危機管理課
主な関連計画		
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 31	災害時における行政機関相互の通信手段の確保
○脆弱性評価 ・大規模災害発生時に、輻輳等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、県は防災情報通信ネットワークシステムを整備している。このほか、市では緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）を運用しており、今後も県防災情報通信ネットワークシステムの活用や緊急情報ネットワークシステムの運用など、計画的な維持管理、老朽化対策等を行い、継続的に耐災害性を確保する必要がある。	
○推進方針 ・国の機関や地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化及び情報共有、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）の継続運用による情報の高度利用・災害時利用を図るための基盤（L G W A N）を利用するため、通信回線の確保と運用管理を行う。	
主な個別事業	担当部署
L G W A N接続事業	情報管理課
主な関連計画	
・桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 32	食料等の備蓄
○脆弱性評価 ・全ての家庭において3日以上の食料等の備蓄を推奨しているが、家庭における食料等の備蓄を一層促進するため、引き続き啓発活動を行う必要がある。 ・本市における備蓄については、計画的な更新を行うとともに、乳幼児や高齢者等要配慮者に対する備蓄品目の更なる充実を図る必要がある。	
○推進方針 ・災害時、避難住民に応急用の食糧や生活必需品などの物資を供給するため、備蓄を行う。 ・水道施設の被災に備え、飲料水の確保等を目的に、市内6小中学校（清流中、境野中、相生中、川内中、桜木中、新里東小）及び西公民館分館に設置した飲料用貯水槽の企業債償還金の元金・利子分の1／2を一般会計で分担する。	
主な個別事業	担当部署
災害対策用食糧・物資備蓄事業	防災・危機管理課
震災対策事業	防災・危機管理課
震災対策用飲料水貯水槽維持管理事業	工務課
主な関連計画	
・桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 33	支援物資の供給に係る連携体制等の整備	
○脆弱性評価 ・災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る必要がある。		
○推進方針 ・災害時における民間事業者からの物資や医薬品等の調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行うとともに、防災訓練等を通じて、連携体制の強化を図る。		
主な個別事業		担当部署
※民間事業者との協定に基づき事業を実施する		
主な関連計画		
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 34	大規模災害時における広域連携
○脆弱性評価 ・本市では、県内市町村のみならず、県外市区町村とも災害時応援協定を締結している。協定の実効性をより高めるためには、他市区町村から応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援計画を策定する必要がある。 ・大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を市内の被災地へ円滑に供給するため、支援物資が滞留しないよう機能的な物資倉庫にする必要があり、物資集積拠点を防災関係機関等と連携のもと整備する必要がある。	
○推進方針 ・これまで提携してきた災害時応援協定の実効性を確保するための協定締結機関との調整を図るとともに、災害時応援協定の更なる拡充を図る。 ・協定の実効性をより高めるために、他市区町村から応援を受ける際の具体的な方針などを明示した受援計画を策定する。 ・大規模災害が発生した場合に、市外からの支援物資を市内の被災地へ円滑に供給するため、支援物資が滞留しないよう機能的な物資倉庫を目指し、物資集積拠点を防災関係機関等と連携のもと整備する。	
主な個別事業	担当部署
※県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 35	「道の駅」の防災拠点化	
○脆弱性評価 ・県と「道の駅の防災総合利用に関する基本協定」を締結しているが、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう維持管理の必要がある。		
○推進方針 ・黒保根町を訪れる人々に休憩場所を提供し、市の観光情報の発信等を行う道の駅「くろほね・やまびこ」について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等としても利用できるよう維持管理を行う。		
主な個別事業		担当部署
黒保根支所道の駅管理事業		黒保根支所地域振興整備課
主な関連計画		
・桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 36	水道施設の耐震化・老朽化対策
○脆弱性評価 施設の老朽化対策と併せ、水道施設の耐震化を着実に進める必要がある。	
○推進方針 - 配水管の布設及び老朽管の布設替えを行うとともに、管網の耐震化やダウンサイジングを図るとともに、給・配水管のデータについて正確かつ最新の情報にするため、データの更新を行う。 - 老朽化が著しい施設の延命化を図り、突発的な事故や費用発生リスクの軽減及び安全な水を安定的な供給を図るため、機器の修繕や浄水施設の更新工事を行う。 - 災害時に応急給水の対応ができるよう、貯水槽の維持管理を行う。 - 漏水箇所を早期に発見・修繕することで、事故を未然に防ぐことを目的とする。 - 水道施設の被災に備え、飲料水の確保等を目的に、市内6小中学校（清流中、境野中、相生中、川内中、桜木中、新里東小）及び西公民館分館に設置した飲料用貯水槽の企業債償還金の元金・利子分の1／2を一般会計で分担する。	
主な個別事業	担当部署
配水管布設事業	工務課
ファイリング・マッピングシステム運用事業	工務課
浄水施設維持管理事業	浄水課
浄水施設更新事業	浄水課
震災対策用飲料水貯水槽維持管理事業【既出】	工務課
漏水対策事業	工務課
震災対策事業【既出】	防災・危機管理課
主な関連計画	
- 桐生市水道再生マスタープラン（2006～2025年度） - 桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 37	応急給水体制等の整備	
○脆弱性評価 ・災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要がある。		
○推進方針 ・災害時に応急給水の対応ができるよう、貯水槽の維持管理を行う。 ・水道施設の被災に備え、飲料水の確保等を目的に、市内6小中学校（清流中、境野中、相生中、川内中、桜木中、新里東小）及び西公民館分館に設置した飲料用貯水槽の企業債償還金の元金・利子分の1／2を一般会計で分担する。		
主な個別事業		担当部署
震災対策用飲料水貯水槽維持管理事業【既出】		工務課
震災対策事業【既出】		防災・危機管理課
主な関連計画		
・桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 38	要配慮者（難病患者等）への医療的支援	
○脆弱性評価 ・在宅で人工呼吸器等を使用している患者については、災害時の停電に備え、在宅における電力確保が必要である。本市では、災害時の行動確認を行う「避難支援プラン個別計画（県では災害時個別プランと称している）」を作成しているが、引き続き作成を進める必要がある。		
○推進方針 ・在宅で人工呼吸器等を使用している患者については、災害時の停電に備え、在宅における電力確保が必要であることから、関係機関と連携を密に取り、引き続き、災害時の行動確認を行う「避難支援プラン個別計画（県では災害時個別プランと称している）」の作成を進める。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 39	災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備	
○脆弱性評価 ・県の「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、市域において、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する必要がある。		
○推進方針 ・県の「群馬県災害ボランティア活動支援方針」に基づき、市域において、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取組を推進するとともに、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図り、災害に備えた取組を推進する。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 40	孤立のおそれのある集落との通信手段の確保	
○脆弱性評価 ・孤立のおそれのある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、衛星携帯電話、市町村防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進する必要がある。		
○推進方針 ・より多くの市民に、より早く正確な情報を伝達するため、防災ラジオやJ－A L E R T（全国瞬時警報システム）機器等の情報伝達手段の運用管理を行うとともに、本市の地域特性に即した機能を備えた全市域一体の新たな防災情報伝達システムを構築する。		
主な個別事業		主な個別事業
新里支所防災行政無線事業【既出】		新里支所市民生活課
黒保根支所防災行政無線事業【既出】		黒保根支所市民生活課
災害時情報通信設備管理事業【既出】		防災・危機管理課
防災情報伝達システム整備事業【既出】		防災・危機管理課
主な関連計画		
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 41	ヘリコプター離着陸可能場所の確保	
○脆弱性評価		
・ 孤立のおそれのある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を促進する必要がある。		
○推進方針		
・ 孤立のおそれのある集落において、県と連携し、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を促進する。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 42	孤立集落アクセスルートの確保
○脆弱性評価 ・土砂崩落などの災害や大雪等による道路の寸断により孤立のおそれのある集落を結ぶ路線の防災対策は完了しておらず、災害時の道路通行規制により孤立が発生し、緊急物資の輸送や避難路の確保が困難になることが想定されるため、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、橋梁の耐震化、道路の維持管理、代替道路の整備などにより、孤立のおそれのある集落を結ぶ路線の防災対策等を推進する必要がある。	
○推進方針 ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路、橋梁等の老朽化対策や舗装修繕、新設工事等を行う。 ・安全で良好な市街地の形成と居住環境の整備を図るため、狭あい道路に面して建築行為等を行う建築主及び土地所有者の協力を得て、狭あい道路の整備を行う。 ・良好な道路交通環境の整備、また、沿道における良好な生活環境の確保を図るため、市道の除雪等の道路管理を適切に行う。 ・森林の整備・保全を目的として林道を整備するため、林道梅田小平線の林道用地及び残土処理場の取得を行う。加えて、林道機能を有効かつ適切に発揮させるため、管理者として林道の維持管理・補修を行う。	
主な個別事業	担当部署
道路橋梁管理事業【既出】	土木課
道路橋梁補修事業【既出】	土木課
橋梁長寿命化修繕事業【既出】	土木課
舗装長寿命化事業【既出】	土木課
新里支所道路橋梁補修事業【既出】	新里支所地域振興整備課
新里支所道路橋梁新設改良事業【既出】	新里支所地域振興整備課
黒保根支所道路橋梁補修事業【既出】	黒保根支所地域振興整備課
安全安心道づくり事業【既出】	土木課
道路橋梁新設改良事業【既出】	土木課
狭あい道路整備事業【既出】	建築指導課
林道補修事業【既出】	林業振興課
林道開設事業【既出】	林業振興課
林業作業道補修事業【既出】	林業振興課
新里支所林道補修事業【既出】	新里支所地域振興整備課
黒保根支所林道補修事業【既出】	黒保根支所地域振興整備課
黒保根支所林道新設改良事業【既出】	黒保根支所地域振興整備課

No. 42	孤立集落アクセスルートの確保
主な関連計画	
・ 桐生市都市計画マスタープラン（2015～2025年） ・ 桐生市橋梁長寿命化修繕計画（2012年度～） ・ 桐生市新市建設計画（2005～2025年度） ・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 43	災害対応力の強化
○脆弱性評価 ・消防、警察等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。また、消防団においては、少子高齢化や社会環境等の変化に伴い団員数が減少傾向にある中で、団員確保対策をはじめとした、体制・装備・訓練の充実強化や自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化、ドクターヘリの運航体制の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。 ・消防、警察、自衛隊等の防災関係機関において、実践的な訓練を通じた対処技術の向上や防災関係機関相互の連携強化を推進し、災害対応力の向上を図る必要がある。また、各機関において、災害対応の中核となる人材を継続的に育成していく必要がある。 ・救助・救急活動等について、県外から派遣される緊急消防援助隊の受入等における調整機能の充実を図る必要がある。	
○推進方針 ・大規模・複雑化する災害に対応するため、消防及び救急体制の充実強化を図る。加えて、救急講習等を通じ救命率の向上を目指すとともに、救急車の適正利用や医療機関との連携を推進する。 ・消防・救急施設の充実を図り、大規模・複雑化する災害に対応するため、消防通信指令施設の維持管理及び緊急通信指令システムの更新、計画的な消防車両・資機材の更新を行う。 ・消防施設の充実を図り、大規模・複雑化する災害に対応するため、消火栓の新設及び既設消火栓等の維持管理を行う。加えて、防火水槽新設計画に基づき、消防水利として有効な場所に防火水槽を新設する。 ・災害発生時の対応について関係機関との連携の確認をするとともに、市民の災害に関する理解と災害意識の高揚を図るため、災害救助訓練を実施する。 ・消防団の充実・強化を図るとともに、大規模・複雑化する災害に対応するため、消防団の機械器具や装備品の計画的な更新及び消防団の計画的な消防車両・資機材の更新を行う。 ・地域防災力の向上を図り、自発的な防災活動を促進するため、自主防災組織が実施する防災訓練その他の防災事業を補助金の交付等を通じ支援する。	
主な個別事業	担当部署
消防事業	消防総務課
救急事業	警防課
通信指令施設事業	通信指令課
消防車両更新事業	警防課
緊急通信指令システム更新事業	通信指令課
消防水利整備事業	警防課
防火水槽新設事業	警防課

No. 43	災害対応力の強化	
主な個別事業（続き）		担当部署（続き）
災害救助訓練事業		医療保険課
消防団運営事業【既出】		消防総務課
消防団車両更新事業【既出】		警防課
自主防災事業【既出】		防災・危機管理課
主な関連計画		
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 44	消防関係施設の耐震化	
○脆弱性評価		
・災害時に防災拠点となる消防関係施設の耐震化・耐災害性の強化をより一層促進することが必要である。		
○推進方針		
・消防・救急施設の充実を図り、大規模・複雑化する災害に対応するため、防災拠点である消防庁舎の維持管理を行う。		
主な個別事業		担当部署
庁舎維持管理事業		消防総務課
主な関連計画		
・ 桐生市公共施設等総合管理計画（2017～2051年度）		

No. 45	緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保
○脆弱性評価 ・災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように、現在、石油関係団体と協定を締結し、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設や具体的な実施方法の確認を行っているが、引き続き災害時における救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。 ・市外から来る物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給をさらに推進するため、市内各給油所及び関係機関へ周知を図る必要がある。	
○推進方針 ・燃料確保のための取組として、現在実施している燃料の在庫数量の確認を継続的に行い、また、石油関連団体と連携を密にしながら燃料の優先供給を実施するため、毎年行っている災害実地訓練を今後も継続していく。 ・市外から来る物資等の支援や各種援助のための緊急車両に対しても、ガソリン等の燃料の優先供給をさらに推進するため、市内各給油所及び関係機関へ周知を図る。	
主な個別事業	担当部署
※県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
※県と連携して事業を実施する	

No. 46	災害拠点病院の体制強化
○脆弱性評価 ・災害時に医療救護活動の拠点となる災害拠点病院については、引き続き防災・減災機能（水の確保、浸水対策など）の強化を図る必要がある。	
○推進方針 ・地方公営企業繰出基準等に基づき、桐生厚生総合病院の運営費に対して負担する。 ・地方公営企業繰出基準等に基づき、桐生厚生総合病院の医療機器購入に係る病院事業債の元利償還金を負担する。 ・地方公営企業繰出基準等に基づき、桐生厚生総合病院の建設改良費及び医療器械等の整備に係る経費を負担する。 ・桐生厚生総合病院における医師確保及び医師の負担軽減を図るために実施される事業に対し、補助金を交付する。	
主な個別事業	担当部署
病診連携強化事業	医療保険課
救急医療対策事業	医療保険課
病院運営事業	広域連携推進室
病院事業債元利償還事業	広域連携推進室
医療機器等整備事業	広域連携推進室
医師確保対策事業	広域連携推進室
主な関連計画	
・桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 47	災害医療に関わる人材の育成	
○脆弱性評価 ・災害時における被災地の医療ニーズに応じた医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護班の派遣・受入や救護所及び避難所運営等の総合的な調整といった災害医療コーディネーターの技能の維持・向上を図る必要がある。		
○推進方針 ・災害発生時の対応について関係機関との連携の確認をするとともに、医療救護班の派遣・受入や救護所及び避難所運営等の総合的な調整といった災害医療コーディネーターの技能の維持・向上を図るため、災害救助訓練を実施する。		
主な個別事業		担当部署
災害救助訓練事業【既出】		医療保険課
主な関連計画		
・桐生市地域防災計画（1972年度～）		

No. 48	災害福祉支援ネットワークの推進
○脆弱性評価 ・ 県は、社会福祉施設が被災した場合の相互応援について協定を締結（H27）している。今後は県と連携し、協定に基づく訓練等を通じ、連絡連携体制の整備を図る必要がある。 ・ 災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築していく必要がある。	
○推進方針 ・ 今後は、県と連携し、社会福祉施設が被災した場合の相互応援についての協定に基づく訓練等を通じ、連絡連携体制の整備を図る。 ・ 県と連携し、災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。	
主な個別事業	担当部署
※県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
※県と連携して事業を実施する	

No. 49	感染症対策
○脆弱性評価 ・災害時における感染症の発生防止のためには、平時から予防接種や必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく必要がある。接種率の向上に向けた普及啓発等により一層努めていく必要がある。 ・避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。 ・感染症の集団発生により、医療救護班や医療機関に患者が過度に集中しないよう、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施する感染症制御チーム（I C A T）結成の検討を進めるとともに、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する必要がある。	
○推進方針 ・感染症の発生及びまん延を予防するために予防接種を行う。（BCG、麻しん風しん混合、三種混合、四種混合、日本脳炎、インフルエンザなど） ・環境衛生の充実を図るため、清掃センターで管理を行う公衆トイレについて、衛生的な維持管理を行う。 ・適切なし尿処理を行うため、し尿を水と汚泥に処理するし尿処理施設の機器の管理及び機器を支障なく稼働させるため、計画的な修繕を行う。 ・浄化槽区域については、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進し、河川等の水質保全を図る。	
主な個別事業	担当部署
予防接種事業	健康長寿課、子育て相談課
公衆トイレ管理事業	清掃センター
新里支所し尿収集事業	新里支所市民生活課
黒保根支所し尿収集事業	黒保根支所市民生活課
浄化槽設置等補助事業	下水道課
管理事業	境野水処理センター
維持修繕事業	境野水処理センター
主な関連計画	
—	

No. 50	家畜防疫	
○脆弱性評価 ・大規模な災害発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があるため、多数の死亡家畜死体処理措置の体制を整備しておくことが必要である。		
○推進方針 ・畜産農業者の経営の安定、家畜の安全確保・品質向上及び周辺住民への環境対策を図るため、家畜伝染病防疫対策（予防接種・予防薬剤使用）の支援を行う。		
主な個別事業		担当部署
防疫対策事業		農業振興課
主な関連計画		
—		

No. 51	汚水処理施設の耐震化・老朽化対策
○脆弱性評価 ・大規模地震時において継続的な汚水処理施設の利用ができるよう、下水道や農業集落排水などの汚水処理施設の耐震化を進める必要がある。 ・下水道や農業集落排水などの汚水処理施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策の実施により施設を良好な状態に保持する必要がある。下水道施設の老朽化対策にあたっては、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、それに基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要がある。 ・農業集落排水施設については、施設の長寿命化の方針を示した最適整備構想の策定、及びそれに伴う老朽化対策を促進する必要がある。 ・浄化槽区域については、老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換を促進する必要がある。	
○推進方針 ・農業用水域の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設の適切な管理・維持補修を行う。 ・農業集落排水事業債の元金及び利子の償還を行う。 ・下水道管の維持管理や下水道の新規利用申出に伴う取り出し工事などを行う。 ・老朽化が進む下水道施設を計画的かつ効率的に維持管理していくため、「ストックマネジメント計画」を策定する。 ・県を主体とし、桐生市、みどり市が共同で運営している下水処理場の運営方法及び設備などの更新投資について3者で協議をし、維持管理負担金を県に支払う。 ・下水道施設の整備に充てるために借り入れた起債の元金償還及び利子償還を行う。 ・快適な市民生活の確保と健全な水環境を維持するため、下水道管を流れてきた汚水を水と汚泥に処理する下水処理施設の機器の管理及び機器を支障なく稼働させるための計画的な修繕を行う。 ・市内低地域では、ポンプによって汚水を汲み上げており、そのポンプ場の施設機器の運転に必要な維持管理を行う。 ・下水道管が整備されていない集合住宅の地域では、小規模な下水処理場が整備されており、それらの機器の運転に必要な維持管理を行う。 ・浄化槽区域については、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。	
主な個別事業	担当部署
新里支所施設管理事業	新里支所地域振興整備課
新里支所維持補修事業	新里支所地域振興整備課
新里支所元金償還事業	新里支所地域振興整備課

No. 51	汚水処理施設の耐震化・老朽化対策	
主な個別事業（続き）		担当部署（続き）
浄化槽設置等補助事業【既出】		下水道課
新里支所利子償還事業		新里支所地域振興整備課
管渠管理事業		下水道課
特定環境保全管渠管理事業		下水道課
ストックマネジメント計画策定事業		下水道課
特定環境保全公共下水道事業		下水道課
流域下水道管理事業		下水道課
流域下水道建設事業		下水道課
元金償還事業		下水道課
利子償還事業		下水道課
処理場事業		境野水処理センター
汚水ポンプ場事業		境野水処理センター
小規模汚水処理場事業		境野水処理センター
公共下水道事業【既出】		下水道課
主な関連計画		
・ 桐生みどり地域循環型社会形成推進地域計画（2018～2022年度）		

No. 52	業務継続計画の策定、見直し	
○脆弱性評価		
・市の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。本市では、業務継続計画を策定済みであるが、県とも連携し、継続的に見直すことで、実効性の向上を図る必要がある。		
○推進方針		
・大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持するため、県とも連携し、市業務継続計画を継続的に見直し、実効性の向上を図る。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 53	市情報通信部門における業務継続体制の整備	
○脆弱性評価 ・ 県では、大規模地震を想定した群馬県 I C T 部門業務継続計画（ I C T－B C P）を策定し、現在、30のネットワーク及び情報システムを重要システムとして、緊急時対応体制等を定めるほか、情報システム等毎に脆弱性の評価、改善等を行っている。また、重要システムの内、データの遠隔地へのバックアップを希望する 6 システムのデータを一括して遠隔地にバックアップするシステムを構築し、運用を行っている。 ・ 本市においても、情報通信に係る事業を推進していることから、県のように業務継続体制の整備を図る必要がある。		
○推進方針 ・ 大規模自然災害発生時においても、重要システムに依存する業務が継続できるよう、毎年度、各重要システムにおいて、当該システムによる業務継続を阻害する要因（脆弱性）の評価、脆弱性解消対策の実施状況確認及び脆弱性の解消に向けた取組計画の見直しを行い、その結果を情報通信部門の業務継続計画として整理する等、市情報通信部門における業務継続体制の整備を図る。 ・ なお、下記にまとめる主な個別事業を進める際に、上記の視点を踏まえ、市情報通信部門における業務継続体制の整備も合わせて図ることとする。		
主な個別事業		担当部署
庁内 L A N 管理事業		情報管理課
システム調達事業		情報管理課
システム保守事業		情報管理課
L G W A N 接続事業【既出】		情報管理課
主な関連計画		
－		

No. 54	市庁舎の耐震化
○脆弱性評価 ・市庁舎は、震度 6 強以上の大規模地震が発生した場合には、「倒壊または崩壊の危険性が高い」とされており、大規模な地震が発生した場合には、防災拠点としての機能が果たせない状況にあるとともに、老朽化などの課題も同時に抱えている。	
○推進方針 ・平成28年11月に「市庁舎整備に係る調整会議」を庁内に設置し協議・検討を行い、平成31年3月に「桐生市庁舎整備基本方針」を決定。また、これまでの議論を踏まえて再検討を行い、事業期間を1年間短縮したほか、時点修正を加え、令和2年6月に「桐生市庁舎整備基本方針」を改訂した。 ・今後は、「桐生市庁舎整備基本方針」を踏まえ、設計の前提となる整備方針や条件を整理したうえで、庁舎の配置や規模、概算事業費、整備スケジュールなどを盛り込んだ基本計画を策定し、耐震化を踏まえた新庁舎の建設を進める。	
主な個別事業	担当部署
庁舎整備事業	総務課
主な関連計画	
・桐生市公共施設等総合管理計画（2017～2051年度） ・桐生市新市建設計画（2005～2025年度） ・桐生市庁舎整備基本方針（令和2年6月改訂）	

No. 55	応急対策物資等の調達	
○脆弱性評価 ・大規模災害対応時には、一刻も早く必要物品を調達する必要に迫られるため、平時の物品 購入手続きによることなく、極力事務処理を簡略化し、早期の物品調達を可能にする必 要がある。		
○推進方針 ・今後、大規模災害時において各所属が迅速な対応をとれるよう、県の「応急対策物資の購 入マニュアル（群馬県災害対策本部経理班）」を活用し、早期の物品調達を可能とするた めに、極力事務処理を簡略化する。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 56	農業生産基盤の整備
○脆弱性評価 ・老朽化が進行する農業水利施設の適切な機能の維持・発揮並びに安定した農業用水を確保するため、引き続き、各施設の計画に基づく適時・適切な保全対策を進め、農業用水の安定供給を図る必要がある。 ・自然災害発生時の応急復旧等への迅速な対応が図られるよう、引き続き施設管理者に対して、業務継続計画（ＢＣＰ）の必要性・有効性の周知及び策定を推進し、農業生産への影響を最小限に留める必要がある。 ・農地の基盤整備について、農産物の生産性向上と安定供給を可能とする総合的な農業生産基盤整備を地域状況や営農計画に基づき計画的に推進する必要がある。 ・農産物の生産・流通と農村地域の生活を支える農道は、災害発生時における緊急時の輸送路等としての機能も有していることから、農道保全対策計画に基づいた整備を県との連携を強化して推進する必要がある。	
○推進方針 ・農業生産基盤の維持と用水の適正管理を目的に、農業用水路敷の危険樹木伐採等を行う。 ・農業・農村の有している食糧生産、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、水路、ため池等を共同で保全管理する地域活動組織の支援を行う。 ・群馬用水区域内（前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・渋川市・吉岡町・榛東村）の農業用水等施設の維持保全を図るため、老朽化した施設の改修工事等に対する負担金を支払う。 ・農業用水等施設の維持保全を図るため、設備の修繕や農業用調整池設置ポンプの保守点検を行う。また、大間々用水施設等の維持管理等に対する負担金を支払う。 ・農産物の高品質化・低コスト化・ブランド化や効率的な流通の促進、また、有害鳥獣による農業被害を防止するなどの生産振興事業の支援を行う。 ・農村の環境整備を図るため、群馬県の補助事業である小規模農村整備事業を活用し、地域に密着した農道の整備等を行う。 ・地産地消の促進及び新里地区の農業の推進を図るため、新里町農産物等直売所の管理維持を行う。 ・桐生市黒保根町生産物直売所について、利用者サービス向上のため、施設の維持修繕を行う。 ・市民の安全確保及び農林作物の被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲・駆除を行う。	
主な個別事業	担当部署
農業用水保全対策事業	農業振興課
新里支所農業振興事業	新里支所地域振興整備課
新里支所群馬用水土地改良事業	新里支所地域振興整備課

No. 56	農業生産基盤の整備	
主な個別事業（続き）		担当部署（続き）
新里支所土地改良事業		新里支所地域振興整備課
農業振興事業		農業振興課
新里支所農産物直売施設管理事業		新里支所地域振興整備課
黒保根支所生産物直売所事業		黒保根支所地域振興整備課
新里支所小規模農村整備事業		新里支所地域振興整備課
新里支所有害鳥獣捕獲事業		新里支所地域振興整備課
黒保根支所有害鳥獣捕獲事業		黒保根支所地域振興整備課
主な関連計画		
・ 桐生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2016～2021年度）		

No. 57	企業の事業継続計画（BCP）策定の促進
○脆弱性評価 ・県による県内事業者へのアンケート調査（平成27年度）によると、BCP策定済みまたは策定中は20.7%、策定検討中は17.4%、予定無しやBCPを知らない企業は61.8%となっている。大規模災害等が発生した場合でも、速やかに事業を継続するためのBCP策定は、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業にとって重要かつ喫緊の課題であることから、引き続き県と連携して、個別策定支援やワークショップによる策定支援などにより、中小企業のBCP策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力を強化する必要がある。	
○推進方針 ・大規模災害等が発生した場合でも、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業が速やかに事業を継続できるよう、県と連携し、企業訪問による個別策定支援や少人数で実際に策定を行うワークショップやセミナーの開催などにより、中小企業の事業継続計画（BCP）策定を促進し、危機管理能力の向上など、企業の事業継続力を強化する。	
主な個別事業	担当部署
※県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
※県と連携して事業を実施する	

No. 58	人材育成を通じた農業経営の体質強化
○脆弱性評価 ・大規模災害からの速やかな営農再開には、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要がある。	
○推進方針 ・農業の近代化を目指す「農業の担い手」の支援を目的として、農業者及び農業法人等が、農業用施設の整備充実など農業経営の改善を図るため、市と契約する金融機関から資金融資を受ける場合に、借入時に発生する利子に対して国、県とともに利子補給を行う。 ・効率的で安定的な農業経営の担い手を確保するとともに、魅力的な農業環境を整え、就農促進を図るための支援を行う。 ・効率的で安定的な農業経営を行えるよう、農業経営基盤を強化し、経営の安定化を図るための支援を行う。 ・耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を図りつつ、多面的機能の確保を目的として、集落協定を締結し、適切な管理を行なっている農地に対して支援を行う。 ・農地法及び農業委員会等に関する法律に基づき、適正な農業委員会の運営を図る。	
主な個別事業	担当部署
利子補給事業	農業振興課
担い手育成事業	農業振興課
経営所得安定対策推進事業	農業振興課
黒保根支所農業振興事業	黒保根支所地域振興整備課
委員会運営事業	農業委員会
主な関連計画	
・桐生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2016～2021年度）	

No. 59	事業者への金融支援	
○脆弱性評価 ・被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資は災害復旧に対応できる制度となっているが、災害規模等に応じて、金利引下げや要件緩和、新制度の創設等による柔軟な対応が必要である。また、金融機関や関係団体等との連携を密にし、事業者が必要とする情報を提供する必要がある。		
○推進方針 ・被災中小企業や農林業者の経営を支援するための制度融資について、被災事業者が必要とする制度の創設や変更、情報の提供に迅速かつ適切に対応できるよう、平時から金融機関や信用保証協会等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 60	エネルギー供給体制の整備
○脆弱性評価 ・エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・L P ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する必要がある。	
○推進方針 ・環境教育の一環として、「見せる発電所」として自然エネルギーの有効活用及び地域振興を図ることを目的に利平茶屋森林公園内に設置してある小水力発電施設の維持管理を行う。 ・美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図ることで、住民の生活環境の保全に寄与することを目的として、再生可能エネルギー発電設備の設置について、条例に定める基準に基づき許可を行う。	
主な個別事業	担当部署
黒保根支所発電所管理事業	黒保根支所地域振興整備課
再生可能エネルギー発電設備設置許可事業	建築指導課
主な関連計画	
・桐生市環境基本計画（2021～2030年度） ・桐生市環境先進都市将来構想（2015年～）	

No. 61	被災農地等の早期復旧支援	
○脆弱性評価 ・大規模災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼすおそれがあるため、早期復旧に向けた体制整備について引き続き推進する必要がある。		
○推進方針 ・大規模災害により、農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼすおそれがあるため、県とも連携し、早期復旧に向けた体制整備を図り、国の補助事業制度及び県単独事業を活用した災害復旧事業を支援する。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 62	災害に備えた道路環境の整備	
○脆弱性評価 ・ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する必要がある。 ・ 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等へ指導する必要がある。		
○推進方針 ・ 県と連携し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞と交通事故を回避するため、停電時に自動的に発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置を整備する。 ・ 災害発生により、車両の通行を禁止又は制限した場合においても早急に災害応急対策ができるよう、県と連携し、緊急通行車両の確認及び標章の交付に係る事前届出制度について、行政機関及び民間事業者等へ指導する。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 63	再生可能エネルギーの導入促進
○脆弱性評価 ・平成24年7月から始まった固定価格買取制度を契機として、県内でも太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備の導入が増加している。導入のポテンシャル、地域特性、課題を踏まえると、太陽光、小水力、木質バイオマスの導入可能性が高いことから、特にこれらの導入拡大に向けた取組を推進する必要がある。 ・非常時にも最低限のエネルギーを確保できるよう、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を促進していく必要がある。 ・電力系統の接続制限の解消に向け、国及び電気事業者による電力系統の増強対策が着実に行われるよう、引き続き情報把握に努める必要がある。	
○推進方針 ・環境教育の一環として、「見せる発電所」として自然エネルギーの有効活用及び地域振興を図ることを目的に利平茶屋森林公園内に設置してある小水力発電施設の維持管理を行う。 ・美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図ることで、住民の生活環境の保全に寄与することを目的として、再生可能エネルギー発電設備の設置について、条例に定める基準に基づき許可を行う。	
主な個別事業	担当部署
黒保根支所発電所管理事業【既出】	黒保根支所地域振興整備課
再生可能エネルギー発電設備設置許可事業【既出】	建築指導課
主な関連計画	
・桐生市環境基本計画（2021～2030年度） ・桐生市環境先進都市将来構想（2015年～）	

No. 64	迅速な道路防災情報の提供
○脆弱性評価 ・関係機関や市民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、ホームページや道路情報装置等により道路の被災状況や交通規制状況等の道路防災情報の迅速な提供を行う必要がある。また、必要に応じ、ホームページの改善等の情報伝達体制の強化を行う必要がある。	
○推進方針 ・関係機関や市民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、県と連携して、ホームページや道路情報装置等により道路の被災状況や交通規制状況等の道路防災情報の迅速な提供を行う。また、必要に応じ、ホームページの改善等の情報伝達体制の強化を行う。	
主な個別事業	担当部署
※県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
※県と連携して事業を実施する	

No. 65	ため池の防災対策
○脆弱性評価 ・地震等の災害によりため池の損壊を防止・軽減するため、耐震性を明らかにする耐震検証を計画的に取り組む必要がある。また、ため池の決壊に備え、地域住民の迅速な避難等が図られるよう本市が策定したため池ハザードマップについて、周知を図る必要がある。 ・県内のため池は明治以前に築造されたものが多く、堤体からの漏水や取水施設の損傷等の老朽化が進行しているため、国庫補助事業等も活用し、計画的に改修に取り組む必要がある。	
○推進方針 ・ため池ハザードマップに対する理解を促すために、市民が主催する集会等に市職員を派遣する出前講座等を行う。 ・農業・農村の有している食糧生産、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、水路、ため池等を共同で保全管理する地域活動組織の支援を行う。	
主な個別事業	担当部署
出前講座事業【既出】	生涯学習課（防災・危機管理課ほか）
新里支所農業振興事業【既出】	新里支所地域振興整備課
主な関連計画	
・桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 66	総合的な治水・土砂災害対策
○脆弱性評価 ・国及び県と連携して治水、土砂災害防止施設の整備等を進めているが、計画規模を超える出水や土砂流出等が発生し大きな被害が発生するおそれがあることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める必要がある。	
○推進方針 ・溢水や越流、洗掘などが起こらないよう、河川・水路の適切な維持管理を行う。 ・水害から市民を守るため、国及び県と連携して河川・水路における未整備箇所及び管理上支障となる箇所の改善を図るための改良を行う。 ・水路・河川などの公共物を良好な状況に保つとともに、環境美化に対する市民意識の高揚を図ることを目的とし、市民ボランティアによる清掃活動の支援を行う。 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊が発生した場合、人家に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地について、崩壊を未然に防止するため、群馬県が行う事業の経費の一部を負担する。 ・県と連携し、林地崩壊等の山地災害を防止するため、治山施設の設置等により森林の有する公益的機能の維持・強化を進める。 ・県と連携し、治山施設の老朽化に伴い山地災害の防止機能が低下するおそれがあるため、施設の点検、補修による長寿命化対策に取り組む。 ・地域防災力の向上を図り、自発的な防災活動を促進するため、自主防災組織が実施する防災訓練その他の防災事業を補助金の交付等を通じ支援する。 ・地域防災力の向上への理解を促すために、市民が主催する集会等に市職員を派遣する等、各種出前講座等を行う。 ・消防団の充実・強化を図るとともに、大規模・複雑化する災害に対応するため、消防団の消防車両及び機械器具や装備品の計画的な更新を行う。 ・河川の氾濫などから市民の生命や財産を守るため、水防訓練の実施や水防倉庫の充実を図る。	
主な個別事業	担当部署
河川水路維持事業【既出】	土木課
河川水路新設改良事業【既出】	土木課
新里支所河川水路維持事業【既出】	新里支所地域振興整備課
新里支所河川水路新設改良事業【既出】	新里支所地域振興整備課
きれいにしようよ桐生事業【既出】	土木課
急傾斜地崩壊対策事業【既出】	土木課
消防団運営事業【既出】	消防総務課
消防団車両更新事業【既出】	警防課
水防事業【既出】	土木課

No. 66	総合的な治水・土砂災害対策	
主な個別事業（続き）		担当部署（続き）
自主防災事業【既出】		防災・危機管理課
出前講座事業【既出】		生涯学習課（防災・危機管理課ほか）
主な関連計画		
・ 桐生市地域防災計画（1972年度～） ・ 桐生市新市建設計画（2005～2025年度）		

No. 67	農地の保全
○脆弱性評価 ・地すべり防止施設について、機能確保のために適切な維持管理を行う必要があるが、県と連携し、機能保全計画の策定を計画的に進め、農地を含めた国土保全を図る必要がある。	
○推進方針 ・農業・農村の有している食糧生産、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、水路、ため池等を共同で保全管理する地域活動組織の支援を行う。	
主な個別事業	担当部署
新里支所農業振興事業【既出】	新里支所地域振興整備課
主な関連計画	
・桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 68	有害物質の拡散・流出防止対策
○脆弱性評価 ・災害発生時に工場や事業所等の施設や設備の破損により、有害物質が河川等へ流出するといった、水質汚濁事故が発生するおそれがあることから、事故を未然に防止するため、これらの施設等の日常的な維持管理を適正に行うよう法令に基づき指導するとともに、群馬県水質汚濁事故対応要綱に基づき、事故発生時における関係機関との連絡体制の徹底を図る必要がある。 ・災害発生時に工場や事業所等の施設や設備の破損により、有害物質が大気中へ拡散するといった、大気汚染事故が発生するおそれがあることから、事故を未然に防止するため、法令に則った施設の維持管理が求められており、その内容を広く啓発し、適正な維持管理を徹底する必要がある。	
○推進方針 ・災害によって有害物質が河川等へ流出することを未然に防止するため、県と連携し、有害物質を取り扱う特定事業場等における適正な維持管理を促すとともに、有害物質が流出した際に拡散防止の措置等を連携して的確に行うことができる体制を構築し、その機能が発揮できるよう下流を含めた関係機関に働きかける。 ・災害によって有害物質が大気中へ拡散することを未然に防止するため、県と連携して、有害物質を取り扱う施設の設置者に対して広報活動等により法令に則った施設の維持管理についての啓発を行う。	
主な個別事業	担当部署
※県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
・ 桐生市環境基本計画（2021～2030年度）	

No. 69	有害物質の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練	
○脆弱性評価		
・化学剤等の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練等を実施し、対処能力の向上を図る必要がある。		
○推進方針		
・県と連携し、化学剤等の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練等を実施するなどして、対処能力の向上を図る。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 70	農業の担い手に対する農地集積・集約化	
○脆弱性評価		
・ 担い手の規模拡大への取組を支援するため、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化を加速させる必要がある。		
○推進方針		
・ 農地利用の集積・集約化により、認定農業者の農地の有効利用を促進するため、農地中間管理事業を利用した農業者へ支援を行う。		
主な個別事業		担当部署
農用地利用集積促進奨励事業		農業振興課
主な関連計画		
・ 桐生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2016～2021年度）		

No. 71	耕作放棄地の発生抑制と再生支援
○脆弱性評価 ・地域の多様な実情や農地所有者の利用意向等を踏まえ、農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら荒廃農地の発生防止と解消を図る必要がある。	
○推進方針 ・耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を図りつつ、多面的機能の確保を目的として、集落協定を締結し、適切な管理を行なっている農地に対して支援を行う。	
主な個別事業	担当部署
黒保根支所農業振興事業【既出】	黒保根支所地域振興整備課
主な関連計画	
・桐生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2016～2021年度）	

No. 72	農地、農業用施設の維持・保全
○脆弱性評価 ・農村地域では、高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるとともに、共同活動の困難化に伴い、担い手農家への負担が増加し、規模拡大への影響が懸念されている。このため、農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取り組みを進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要がある。また、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要がある。	
○推進方針 ・効率的で安定的な農業経営の担い手を確保するとともに、魅力的な農業環境を整え、就農促進を図るための支援を行う。 ・農地利用の集積・集約化により、認定農業者の農地の有効利用を促進するため、農地中間管理事業を利用した農業者へ支援を行う。 ・耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を図りつつ、多面的機能の確保を目的として、集落協定を締結し、適切な管理を行なっている農地に対して支援を行う。 ・農業・農村の有している食糧生産、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、水路、ため池等を共同で保全管理する地域活動組織の支援を行う。	
主な個別事業	担当部署
担い手育成事業【既出】	農業振興課
農用地利用集積促進奨励事業【既出】	農業振興課
黒保根支所農業振興事業【既出】	黒保根支所地域振興整備課
新里支所農業振興事業【既出】	新里支所地域振興整備課
主な関連計画	
・桐生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2016～2021年度）	

No. 73	災害廃棄物処理対策の推進
○脆弱性評価 ・大規模災害時には、廃棄物処理施設の能力をはるかに超える廃棄物が発生し、廃棄物処理が困難となることで、生活基盤の再建に多大な影響を及ぼすことから、災害時の廃棄物処理については、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておく必要がある。 ・将来発生が予想される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑で迅速に処理するため、国、県、市、民間事業者等の役割分担を明確にし、平常時から相互支援体制の構築を図る必要がある。 ・災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、危険物・有害物への対応、集積場所、仮置場の場所、不法投棄の防止、相談窓口等についてホームページ、マスメディア、市役所や避難所への掲示などの方法で、市民への情報提供を行う必要がある。	
○推進方針 ・災害発生時には、実際の被災状況から災害廃棄物の発生量を推計し、廃棄物処理施設の処理能力や稼働状況、さらに、施設被災状況を把握し、計画的に処理する。なお、必要に応じて仮置場を設置し、一時的な保管を行う。また、本市の廃棄物処理施設だけでは対応できないと判断される場合は、県や近隣市町村等に応援要請を行う。 ・平常時には、想定された大規模災害の被災状況から災害廃棄物の発生量を推計し、推計発生量の全てを仮置場に搬入する場合に必要な仮置場の面積を基に、必要な仮置場の面積を算出し、仮置場の候補地を選定する。 ・次期ごみ処理施設の建設にあたっては、災害時であっても施設の安定稼働が図れるよう、耐震性や始動用電源の確保などを考慮し、施設の強靱化を検討する。また、一般廃棄物の処理に支障が生じた場合に備え、相互支援体制の構築を図る。 ・平常時から、市民に対し住民の耐震対策や防災意識、ごみの減量化や分別について普及啓発を行う。 ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、全市有施設のPCB廃棄物の適正な処理を行う。	
主な個別事業	担当部署
ごみ減量・再生資源化	環境課、清掃センター
ごみ収集事業	清掃センター
PCB等処理事業	建築住宅課
清掃センター管理運営事業	清掃センター
施設整備事業	清掃センター
最終処分場事業	清掃センター
主な関連計画	
・桐生市地域防災計画（1972年度～）	

No. 74	被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知	
○脆弱性評価 ・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を今後はより広く周知する必要がある。また、災害時にアスベスト飛散の有無を確認するための調査体制を構築する必要がある。		
○推進方針 ・災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、県と連携して、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を広報活動等により広く周知する。また、関係機関と協議して災害時にアスベスト飛散の有無を確認するための調査体制の構築を図る。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 75	農林業の担い手の確保・育成
○脆弱性評価 ・農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者等の人材育成を行うとともに、農業経営の法人化や担い手の不足が見込まれる地域等において、地域農業の新たな担い手として集落営農の設立を支援する必要がある。また、新規就農者の確保や農外からの企業参入を促進する必要がある。 ・林業において、森林整備における公益的機能や県産材の安定的な生産供給体制を確保するためには、林業従事者の技術向上、雇用環境の改善、労働安全対策等とともに新規就業者の確保・育成に取り組む必要がある。	
○推進方針 ・効率的で安定的な農業経営の担い手を確保するとともに、魅力的な農業環境を整え、就農促進を図るための支援を行う。 ・農地利用の集積・集約化により、認定農業者の農地の有効利用を促進するため、農地中間管理事業を利用した農業者へ支援を行う。 ・耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を図りつつ、多面的機能の確保を目的として、集落協定を締結し、適切な管理を行なっている農地に対して支援を行う。 ・農業・農村の有している食糧生産、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図るため、農地、水路、ため池等を共同で保全管理する地域活動組織の支援を行う。 ・健全な森林の保全、林業経営の向上に資するため、林業経営者及び各種団体へ補助を行う。	
主な個別事業	担当部署
担い手育成事業【既出】	農業振興課
農用地利用集積促進奨励事業【既出】	農業振興課
黒保根支所農業振興事業【既出】	黒保根支所地域振興整備課
新里支所農業振興事業【既出】	新里支所地域振興整備課
林業振興事業【既出】	林業振興課
主な関連計画	
・ 桐生市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2016～2021年度）	

No. 76	建設業の担い手の確保・育成
○脆弱性評価 ・大規模災害時における応急対応や復旧・復興活動、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業界は、高齢化や入職者の減少なども伴い、人材不足が深刻な状況となっている。建設業の担い手を確保・育成するため、産官学連携会議を通じて、「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などの、担い手対策に取り組んでおり、今後も継続して取り組む必要がある。	
○推進方針 ・大規模災害時における応急対応や復旧・復興活動、大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業の担い手を確保・育成するため、県と連携して、産官学連携会議を通じて、「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などの、担い手対策に取り組む。 ・技術の向上を図るとともに建設意欲を高め、建設工事の適正施工かつ質的向上に寄与することを目的に、前年度の優良工事の中から、指名選考委員会が承認した建設業者・主任技術者の表彰を行う。	
主な個別事業	担当部署
優良工事表彰事業	契約検査課
※このほか、県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
※県と連携して事業を実施する	

No. 77	応急仮設住宅の早期提供・運営
○脆弱性評価 ・災害発生後、県は、早期に応急仮設住宅を提供できるよう、民間賃貸住宅の借り上げに当たっては、不動産関係3団体と協定を締結している。また、建設予定地については、県との調整により必要面積が確保されている。応急仮設住宅を迅速かつ適切に供給するためのマニュアルが未整備であるため、必要に応じて県と連携して、早急に整備する必要がある。	
○推進方針 ・災害発生後、県は、早期に応急仮設住宅を提供できるよう、不動産関係3団体との協定を活用した民間賃貸住宅の借り上げや、市町村との調整により確保している建設予定地での建設を円滑に進めるため、必要に応じて県と連携して、応急仮設住宅の供給マニュアルの整備などの取組を進める。	
主な個別事業	担当部署
※県と連携して事業を実施する	
主な関連計画	
※県と連携して事業を実施する	

No. 78	地籍調査の推進	
○脆弱性評価 ・大規模災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、被災前の段階において、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にする必要がある。		
○推進方針 ・一筆ごとの土地について、その所有者・地番・地目・境界・地積等の地籍の明確化を図るため、測量調査を行う。 ・住宅密集地における国土調査が概ね完了している新里町内の調査データ（紙ベース）について、情報の劣化防止、また、関係課との情報共有を図るため、数値情報化（デジタル化）を行う。		
主な個別事業		担当部署
国土調査事業		農業振興課
新里支所国土調査事業		新里支所地域振興整備課
黒保根支所国土調査事業		黒保根支所地域振興整備課
主な関連計画		
・ 桐生市都市計画マスタープラン（2015～2025年）		

No. 79	持続可能な地域づくり
○脆弱性評価 ・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講ずることが不可欠となる。特に、「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの再生・強化を図る必要がある。 ・災害が起きた時の対応力を向上させるためには、必要なコミュニティ力を向上させる必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりの取組を促進する必要がある。	
○推進方針 ・市民活動を推進するため、調査・研究、情報の収集・提供及び関係部署との連絡調整を行うとともに、市民活動応援サイトの利活用を促進する。 ・市民活動を推進するための普及啓発及び市民活動団体のネットワーク化等を行うことを目的として、指定管理により桐生市民活動推進センターの運営を行う。 ・各種研修会、講習会等を通じ、女性の地位向上を図るため設置している桐生市農村女性の家について、施設の維持管理を行う。 ・地域の交流と連携を図るため設置している桐生市黒保根町交流促進センターについて、施設の維持管理及び貸出を行う。 ・下水処理場周辺住民が集会所施設として活用している一本木会館の維持管理を行う。 ・下水処理場周辺施設として市民がグランドゴルフなどの目的に活用している広場の維持管理を行う。 ・集会所として地元住民の利用に供する三ツ堀会館について、施設内の修繕など、維持管理を行う。 ・地域自治会等コミュニティ活動の活性化に向けた活動拠点として、集会所の維持管理（地元自治会と覚書締結）及び修繕等を実施する。 ・市行政の円滑な運営を図るため、区及び自治会（町会）と事務委託契約を締結し、市広報紙その他文書の配布をはじめ、市と地域住民との連絡調整、行政事務の一部を委託する。 ・自治組織及び地域住民と市との間の行政連絡、協力依頼事項等の調整を通じ、市政発展及び公共の福祉の増進を図るため、区長連絡協議会に対して補助を行う。また、地域の持つ特性を地域づくりに活用していくため、自治会・町内会等地域住民が組織する団体の備品購入等に対して補助を行う。 ・旧北幼稚園について地元自治会や市民活動団体等による利活用を図るため、維持管理及び修繕等を行うとともに、利用形態や予防保全的修繕を精査する中で協議を行う。 （次ページへ続く）	

No. 79	持続可能な地域づくり
○推進方針（続き） ・地域自治会等コミュニティ活動の活性化に向けた活動拠点として、新里町内にある集会所の維持管理及び修繕等を実施する。 ・地域自治会等コミュニティ活動の活性化に向けた活動拠点として、黒保根町内にある集会所の維持管理及び修繕等を実施する。	
主な個別事業	担当部署
自主防災事業【既出】	防災・危機管理課
市民活動推進事業【既出】	地域づくり課
市民活動推進センター事業【既出】	地域づくり課
生涯学習推進事業【既出】	生涯学習課
出前講座事業【既出】	生涯学習課
新里支所農村女性の家管理事業	新里支所地域振興整備課
黒保根支所交流促進センター管理事業	黒保根支所地域振興整備課
一本木会館管理事業	下水道課
多目的広場等管理事業	下水道課
三ツ堀会館管理事業	境野水処理センター
集会所等管理事業	地域づくり課
自治組織委託事業	地域づくり課
自治組織支援事業	地域づくり課
旧北幼稚園管理事業	地域づくり課
新里支所集会所管理事業	新里支所市民生活課
黒保根支所集会所管理事業	黒保根支所市民生活課
主な関連計画	
—	

No. 80	貴重な文化財等の保護
○脆弱性評価 ・先人の残した歴史的資産を後世に伝えていくため、文化財の活用および積極的な公開を進め、有効活用に向けて意識の向上を図っていく必要がある。 ・市内に点在する歴史的資産の保存活用においては、歴史的風致維持向上計画に基づき、「重要伝統的建造物群保存地区」を核とした総合的・一体的なまちづくりを推進し、地域の活性化につなげていく必要がある。 ・「重要伝統的建造物群保存地区」の町並みを継承していくため、歴史的建造物の保存・活用においては、保存計画の適正な運用と合わせ、住民同士の連携や保存団体の組織など、住民と行政が一体となった取り組みが必要となる。	
○推進方針 ・新里町の遺跡から出土した土器や石器、江戸時代の歌舞伎舞台や民俗文化財などを展示する新里郷土資料館の運営及び維持管理を行う。 ・黒保根町の歴史や文化の普及、また、町内から出土した土器などの文化財の保存を図るため、黒保根歴史民俗資料館の運営及び維持管理を行う。 ・地域に残る伝統文化を守るため、黒保根地区で守り伝えている無形文化財（獅子舞）の保存、継承活動を行う団体に対して支援を行う。 ・文化財保護法に基づき、市内の埋蔵文化財を対象として、新たに個人専用住宅の建設をする用地等において発掘調査を行う。 ・文化財の活用・公開を進めるため、文化財の保存修理及び付随する説明板などの整備を行う。 ・新里地区で発掘調査した遺跡からの出土遺物の整理作業及び調査報告書掲載のための編集作業を行うとともに、新里地区の民具類を展示し、一般公開する。 ・先人の残した歴史的資産を後世に伝えていくため、市民に対して、文化財の説明・案内・情報提供を行う。 ・歴史的な環境を生かしたまちづくりを推進するため、「桐生市歴史的風致維持向上計画」に基づく各種事業を推進するとともに、市民への周知・意識啓発を行う。 ・重要伝統的建造物群保存地区の歴史的な環境を適切に保存し継承していくため、建物所有者と協議を重ねながら、伝統的建造物の保存修理を継続的に行う。	
主な個別事業	担当部署
新里町郷土資料館管理事業	新里公民館
黒保根歴史民俗資料館管理事業	黒保根公民館
黒保根町文化財保存事業	黒保根公民館
遺跡発掘調査事業	文化財保護課
文化財保存修理事業	文化財保護課
新里文化財管理事業	文化財保護課

No. 80	貴重な文化財等の保護	
主な個別事業（続き）		担当部署（続き）
文化財案内事業		文化財保護課
歴史まちづくり整備事業		都市計画課
重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業【既出】		観光交流課
主な関連計画		
・ 第2期桐生市教育大綱（2021～2023年度） ・ 桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区保存計画（2011年度～） ・ 桐生市歴史的風致維持向上計画（2017～2026年度）		

No. 81	雇用の確保と安定化	
○脆弱性評価 ・被災時においても被災者の職を確保するためには、平時から雇用及び労働環境の充実を図っておくとともに、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、希望に応じた多様な働き方が選択できる環境を平時から作り上げておく必要がある。		
○推進方針 ・雇用の安定確保と勤労者の福祉増進のため、桐生地域内の労働関係各官庁と密接な連携を保ちつつ、労働関係行政の円滑な運営を図る。 ・技能者の育成と技能の向上を図り、生産の向上と品質管理、作業の合理化を図るため、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を行う。 ・労使間教育、健全・安定化、また、親睦と交流を目的に、新入社員等を対象に「桐生地区新入社員研修会」を開催し、社会人として必要な基礎知識を身に付けてもらうとともに、意識の高揚と事業所への定着を図る。 ・中小企業の人材養成と産業の振興を図るため、市内の中小企業の経営者及び従業員が、市の認定した研修機関の研修を受講した際に、同企業に対して補助を行う。 ・職業能力の開発及び向上を目的として、桐生地域の在職者や求職者に対して、各種職業訓練のための研修や施設の提供を行う桐生市職業訓練センターについて、指定管理により管理・運営を行う。		
主な個別事業		担当部署
雇用対策補助事業		商工振興課
職業訓練補助事業		商工振興課
人材養成事業		商工振興課
職業能力開発事業		商工振興課
主な関連計画		
・第2期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020～2024年度）		

No. 82	風評被害等の防止に向けた正確な情報発信	
○脆弱性評価 ・災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。		
○推進方針 ・地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、県と連携して、災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供する体制を整備する。		
主な個別事業		担当部署
※県と連携して事業を実施する		
主な関連計画		
※県と連携して事業を実施する		

No. 83	移住・定住の促進
○脆弱性評価 ・住環境の整備に当たっては、若い世代の定住化、高齢者、障がい者や子育て世代等への支援、環境への配慮などに留意しながら進めていく必要がある。 ・移住・定住の促進を図るため、桐生地域の特徴に応じた桐生暮らしの魅力の発信とともに、多様化する移住希望者のニーズを受け止め、地域に橋渡しできる支援体制づくりを進める必要がある。	
○推進方針 ・市外からの転入を促進し、市外への転出を抑制するとともに市内への定住促進を図り、人口減少に歯止めをかけるため、居住を目的として住宅の建築・購入を行う人へ、住宅取得費やリフォーム工事費等の一部を補助する。 ・空き家を利活用した移住・定住の促進を図るため、移住・定住先としての桐生の魅力を積極的に発信するとともに、空き家の利活用を促すための事業を行う。 ・東京への人口一極集中是正と地方の担い手不足解消のため、東京圏に住んでいる人が地方へ移住して就職又は起業した場合、移住支援金を支給できる国の制度を活用し、桐生市への移住該当者に対して、移住支援金を支給する。 ・人口減少、高齢化等が進む本市において、地域外の人材を招致してその定着を図るとともに、若者等の定住及び地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊員を活用した地域おこしのための事業を行う。 ・桐生市過疎地域定住促進条例に基づき、定住促進を支援するため、結婚、出産、新築等の奨励金を交付する。 ・定住促進に向けた取り組みとして、地域交流拠点であり農林業体験ができる桐生市ふるさと探訪ふれあい館の維持管理を行うとともに、移住推進のPRを行う。 ・管理不全の空き家解消を図り、不動産の流通を促進するため、空き家に関する問い合わせの総合窓口として、市民からの相談に対する対応や調整を行う。 ・国の空き家対策総合支援事業等を利用して、空き家の利活用や、除却後の跡地の有効活用のためのリフォーム又は除却工事費の一部を補助する。 ・空き家・空き地バンク事業は成約実績も多く、空き家流通に寄与していることから、SNS等を活用し、さらなる周知を図っていく。	
主な個別事業	担当部署
きりゅう暮らし応援事業（建築住宅課）	建築住宅課
定住促進事業【既出】	定住促進室
移住支援事業	定住促進室
黒保根支所地域活動推進事業	黒保根支所市民生活課
黒保根支所過疎対策事業	黒保根支所地域振興整備課
黒保根支所定住促進事業	黒保根支所地域振興整備課

No. 83	移住・定住の促進	
主な個別事業（続き）		担当部署（続き）
空家等対策事業【既出】		定住促進室
きりゅう暮らし応援事業（定住促進室）【既出】		定住促進室
主な関連計画		
・ 桐生市空き家等対策計画（2018～2022年度）		

第3章 計画の推進

1. 他の計画等の見直し

本計画は、桐生市の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、他の計画等においては、本計画の推進方針に基づき、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うものとしします。

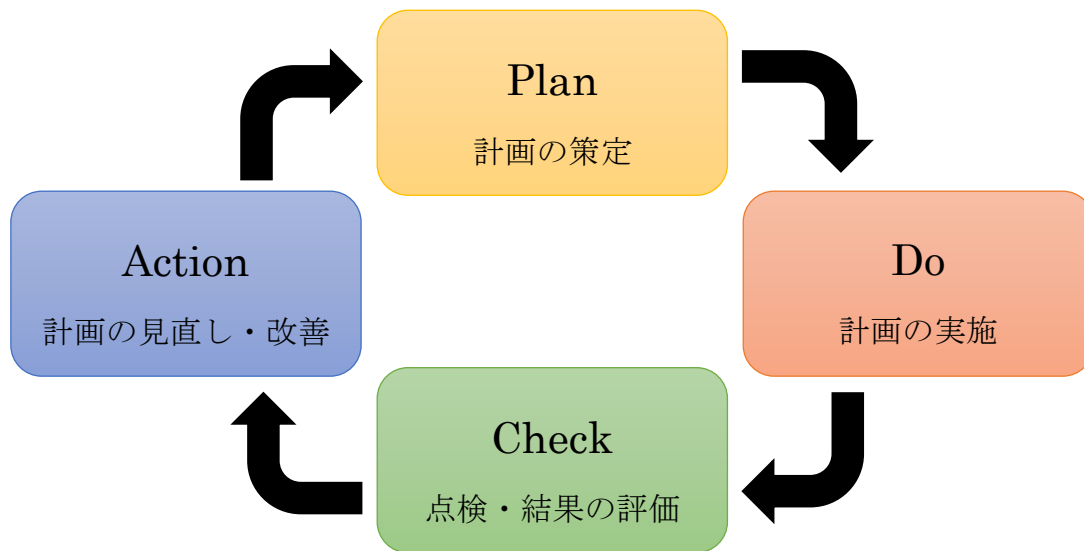
2. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画に位置付ける個別の施策について、市の役割の大きさ、地域の特性を踏まえた影響の大きさと緊急度、国・県との調和等の観点から、総合的に勘案し、重点施策を選定します。

3. 施策の推進と進捗管理

本計画の実効性を確保するためには、本計画の推進方針に基づく各種施策について、本市の分野別計画等と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理を行うことが必要です。進捗管理をととして施策の実施結果の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直すことで本計画のPDCAサイクルを確立します。



桐生市国土強靱化地域計画 施策推進方針一覧(マトリクス表)

起きてはならない最悪の事 態 (リスクシナリオ)		回避するための施策(一覧) ※接頭の括弧内は施策No.	施策分野ごとの回避するための施策 ※接頭の括弧内は施策No.						
			① 産業、観光	② 福祉、健康、医療	③ 教育、生涯学習、 芸術・文化、スポーツ	④ 環境、安全・安心	⑤ 都市基盤	⑥ 協働、行政運営	(⑦リスクコミュニケーション)
1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生		(1)住宅・建築物等の耐震化					(1)住宅・建築物等の耐震化		
		(2)空き家対策					(2)空き家対策		
		(3)造成宅地災害対策					(3)造成宅地災害対策		
		(4)市街地の整備					(4)市街地の整備		
		(5)都市公園の整備					(5)都市公園の整備		
		(6)都市公園、公営住宅の老朽化対策					(6)都市公園、公営住宅の老朽化対策		
		(7)緊急輸送道路等の確保					(7)緊急輸送道路等の確保		
		(8)避難誘導体制の整備			(8)避難誘導体制の整備	(8)避難誘導体制の整備			(8)避難誘導体制の整備
		(9)被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備					(9)被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備		
		(10)地域防災力の向上			(10)地域防災力の向上	(10)地域防災力の向上			(10)地域防災力の向上
		(11)災害時要配慮者支援		(11)災害時要配慮者支援					
		(12)病院、社会福祉施設の耐震化		(12)病院、社会福祉施設の耐震化					
		(13)福祉避難所の指定、周知				(13)福祉避難所の指定、周知			
		(14)道路施設の老朽化対策					(14)道路施設の老朽化対策		
		(15)鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備					(15)鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備		
		(16)防災教育の推進			(16)防災教育の推進	(16)防災教育の推進			(16)防災教育の推進
1-2 台風や豪雨を原因とする河川氾濫等の水害による多数の死傷者の発生		(17)治水施設の整備・機能保全及び老朽化対策					(17)治水施設の整備・機能保全及び老朽化対策		
		(7)緊急輸送道路等の確保【再】					(7)緊急輸送道路等の確保【再】		
		(8)避難誘導体制の整備【再】			(8)避難誘導体制の整備【再】	(8)避難誘導体制の整備【再】			(8)避難誘導体制の整備【再】
		(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】
		(18)洪水からの住民避難を促す河川情報の提供				(18)洪水からの住民避難を促す河川情報の提供			
		(19)内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成				(19)内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成	(19)内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成		(19)内水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作成
		(20)浸水の早期解消					(20)浸水の早期解消		
		(21)避難勧告等の発令体制の整備				(21)避難勧告等の発令体制の整備			
		(11)災害時要配慮者支援【再】		(11)災害時要配慮者支援【再】					
		(13)福祉避難所の指定、周知【再】				(13)福祉避難所の指定、周知【再】			
		(16)防災教育の推進【再】			(16)防災教育の推進【再】	(16)防災教育の推進【再】			(16)防災教育の推進【再】
1-3 大雨や地震を原因とする土砂災害による多数の死傷者の発生		(7)緊急輸送道路等の確保【再】					(7)緊急輸送道路等の確保【再】		
		(8)避難誘導体制の整備【再】			(8)避難誘導体制の整備【再】	(8)避難誘導体制の整備【再】			(8)避難誘導体制の整備【再】
		(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】
		(21)避難勧告等の発令体制の整備【再】				(21)避難勧告等の発令体制の整備【再】			
		(22)治山施設等の整備・機能維持					(22)治山施設等の整備・機能維持		
		(23)山地防災情報の周知				(23)山地防災情報の周知			
		(24)森林の整備	(24)森林の整備						
		(25)土砂災害防止施設の整備・機能保全及び老朽化対策					(25)土砂災害防止施設の整備・機能保全及び老朽化対策		
		(26)土砂災害からの住民避難を促す情報の提供				(26)土砂災害からの住民避難を促す情報の提供			
		(11)災害時要配慮者支援【再】		(11)災害時要配慮者支援【再】					
		(13)福祉避難所の指定、周知【再】				(13)福祉避難所の指定、周知【再】			
		(16)防災教育の推進【再】			(16)防災教育の推進【再】	(16)防災教育の推進【再】			(16)防災教育の推進【再】
		(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】
1-4 大雪による転倒や交通事故等に伴う死傷者の発生		(27)大雪に備えた道路等の整備					(27)大雪に備えた道路等の整備		
		(28)雪前対策施設の老朽化対策					(28)雪前対策施設の老朽化対策		
		(29)道路施設等の応急復旧体制の整備					(29)道路施設等の応急復旧体制の整備		
1-5 防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生		(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】
		(18)洪水からの住民避難を促す河川情報の提供【再】				(18)洪水からの住民避難を促す河川情報の提供【再】			
		(21)避難勧告等の発令体制の整備【再】				(21)避難勧告等の発令体制の整備【再】			
		(23)山地防災情報の周知【再】				(23)山地防災情報の周知【再】			
		(26)土砂災害からの住民避難を促す情報の提供【再】				(26)土砂災害からの住民避難を促す情報の提供【再】			
		(30)住民等への情報伝達				(30)住民等への情報伝達			
		(31)災害時における行政機関相互の通信手段の確保						(31)災害時における行政機関相互の通信手段の確保	
		(11)災害時要配慮者支援【再】		(11)災害時要配慮者支援【再】					
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		(7)緊急輸送道路等の確保【再】					(7)緊急輸送道路等の確保【再】		
		(32)食料等の備蓄				(32)食料等の備蓄			
		(33)支援物資の供給に係る連携体制等の整備						(33)支援物資の供給に係る連携体制等の整備	
		(34)大規模災害時における広域連携						(34)大規模災害時における広域連携	
		(35)「道の駅」の防災拠点化	(35)「道の駅」の防災拠点化						
		(36)水道施設の耐震化・老朽化対策					(36)水道施設の耐震化・老朽化対策		
		(37)応急給水体制等の整備					(37)応急給水体制等の整備		
		(38)要配慮者(難病患者等)への医療的支援		(38)要配慮者(難病患者等)への医療的支援					
		(39)災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備		(39)災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備					
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		(7)緊急輸送道路等の確保【再】					(7)緊急輸送道路等の確保【再】		
		(22)治山施設等の整備・機能維持【再】					(22)治山施設等の整備・機能維持【再】		
		(24)森林の整備【再】	(24)森林の整備【再】						
		(38)要配慮者(難病患者等)への医療的支援【再】		(38)要配慮者(難病患者等)への医療的支援【再】					
		(40)孤立のおそれのある集落との通信手段の確保				(40)孤立のおそれのある集落との通信手段の確保			
		(41)ヘリコプター離着陸可能場所の確保						(41)ヘリコプター離着陸可能場所の確保	
		(42)孤立集落アクセスルートの確保					(42)孤立集落アクセスルートの確保		
		(29)道路施設等の応急復旧体制の整備【再】					(29)道路施設等の応急復旧体制の整備【再】		
		(5)都市公園の整備【再】					(5)都市公園の整備【再】		
		(7)緊急輸送道路等の確保【再】					(7)緊急輸送道路等の確保【再】		
2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		(43)災害対応力の強化				(43)災害対応力の強化			
		(44)消防関係施設の耐震化				(44)消防関係施設の耐震化			
		(45)緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保				(45)緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保			
2-4 医療施設、福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺		(5)都市公園の整備【再】					(5)都市公園の整備【再】		
		(7)緊急輸送道路等の確保【再】					(7)緊急輸送道路等の確保【再】		
		(35)「道の駅」の防災拠点化【再】					(35)「道の駅」の防災拠点化【再】		
		(43)災害対応力の強化【再】				(43)災害対応力の強化【再】			
		(45)緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保【再】				(45)緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保【再】			
		(12)病院、社会福祉施設の耐震化【再】		(12)病院、社会福祉施設の耐震化【再】					
		(46)災害拠点病院の体制強化		(46)災害拠点病院の体制強化					
		(47)災害医療に関わる人材の育成		(47)災害医療に関わる人材の育成					
		(48)災害福祉支援ネットワークの推進		(48)災害福祉支援ネットワークの推進					
		(13)福祉避難所の指定、周知【再】				(13)福祉避難所の指定、周知【再】			

桐生市国土強靱化地域計画 施策推進方針一覧(マトリクス表)

起きてはならない最悪の事 態 (リスクシナリオ)	回避するための施策(一覧) ※接頭の括弧内は施策No.	施策分野ごとの回避するための施策 ※接頭の括弧内は施策No.						
		① 産業、観光	② 福祉、健康、医療	③ 教育、生涯学習、 芸術・文化、スポーツ	④ 環境、安全・安心	⑤ 都市基盤	⑥ 協働、行政運営	(⑦リスクコミュニケーション)
劣悪な避難生活環境、不十分な健康 管理による多数の被災者の健康 状態の悪化、死者の発生(感染症 蔓延を含む)	(49)感染症対策		(49)感染症対策					
	(50)家畜防疫	(50)家畜防疫				(51)汚水処理施設の耐震化・老朽化対策		
市職員・施設等の被災による行政 機能の大幅な低下	(51)汚水処理施設の耐震化・老朽化対策					(51)汚水処理施設の耐震化・老朽化対策		
	(7)緊急輸送道路等の確保【再】					(7)緊急輸送道路等の確保【再】		
	(31)災害時における行政機関相互の通信手段の確保【再】						(31)災害時における行政機関相互の通信手段の確保【再】	
	(34)大規模災害時における広域連携【再】						(34)大規模災害時における広域連携【再】	
	(52)業務継続計画の策定、見直し						(52)業務継続計画の策定、見直し	
	(53)市情報通信部門における業務継続体制の整備						(53)市情報通信部門における業務継続体制の整備	
甚大な被害を受けた近隣の市町 村や民間企業との相互応援体制 が薄薄	(54)市庁舎の耐震化						(54)市庁舎の耐震化	
	(55)応急対策物資等の調達					(55)応急対策物資等の調達		(10)地域防災力の向上【再】
災害時に活用する情報サービスが 機能停止し、情報の収集・伝達が できず、避難行動や救助・支援が 遅れる事態	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】
	(31)災害時における行政機関相互の通信手段の確保【再】						(31)災害時における行政機関相互の通信手段の確保【再】	
災害時に活用する情報サービスが 機能停止し、情報の収集・伝達が できず、避難行動や救助・支援が 遅れる事態	(43)災害対応力の強化【再】				(43)災害対応力の強化【再】			
	(53)市情報通信部門における業務継続体制の整備【再】						(53)市情報通信部門における業務継続体制の整備【再】	
	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】
	(34)大規模災害時における広域連携【再】						(34)大規模災害時における広域連携【再】	
	(16)防災教育の推進【再】			(16)防災教育の推進【再】	(16)防災教育の推進【再】			(16)防災教育の推進【再】
	(43)災害対応力の強化【再】				(43)災害対応力の強化【再】			
サブライチエーションの寸断やエネル ギー供給の停止等による企業活 動及び市場への物資・食料供給等 の停滞	(47)災害医療に関わる人材の育成【再】		(47)災害医療に関わる人材の育成【再】					
	(48)災害福祉支援ネットワークの推進【再】		(48)災害福祉支援ネットワークの推進【再】					
	(53)市情報通信部門における業務継続体制の整備【再】						(53)市情報通信部門における業務継続体制の整備【再】	
	(7)緊急輸送道路等の確保【再】					(7)緊急輸送道路等の確保【再】		
	(56)農業生産基盤の整備	(56)農業生産基盤の整備						
	(24)森林の整備【再】	(24)森林の整備【再】						
電気・ガス・水道等ライフラインの 長期にわたる停止	(57)企業の事業継続計画(BCP)策定の促進	(57)企業の事業継続計画(BCP)策定の促進						
	(58)人材育成を通じた農業経営の体質強化	(58)人材育成を通じた農業経営の体質強化						
	(59)事業者への金融支援	(59)事業者への金融支援						
	(60)エネルギー供給体制の整備				(60)エネルギー供給体制の整備			
	(61)被災農地等の早期復旧支援	(61)被災農地等の早期復旧支援						
	(7)緊急輸送道路等の確保【再】					(7)緊急輸送道路等の確保【再】		
地域交通網等の交通インフラの長 期にわたる機能停止	(24)森林の整備【再】	(24)森林の整備【再】						
	(36)水道施設の耐震化・老朽化対策【再】					(36)水道施設の耐震化・老朽化対策【再】		
	(51)汚水処理施設の耐震化・老朽化対策【再】					(51)汚水処理施設の耐震化・老朽化対策【再】		
	(60)エネルギー供給体制の整備【再】				(60)エネルギー供給体制の整備【再】			
	(62)災害に備えた道路環境の整備					(62)災害に備えた道路環境の整備		
	(63)再生可能エネルギーの導入促進				(63)再生可能エネルギーの導入促進			
治水ダムや防災施設、ため池、天 然ダム等の損壊・機能不全による 二次災害の発生	(52)業務継続計画の策定、見直し【再】						(52)業務継続計画の策定、見直し【再】	
	(64)迅速な道路防災情報の提供					(64)迅速な道路防災情報の提供		
	(14)道路施設の老朽化対策【再】					(14)道路施設の老朽化対策【再】		
	(15)鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備【再】					(15)鉄道施設の耐震化及び鉄道・路線バスの災害時の体制整備【再】		
	(7)緊急輸送道路等の確保【再】					(7)緊急輸送道路等の確保【再】		
	(22)治山施設等の整備・機能維持【再】					(22)治山施設等の整備・機能維持【再】		
農地・森林等の被害による土地の 荒廃	(24)森林の整備【再】	(24)森林の整備【再】						
	(65)ため池の防災対策					(65)ため池の防災対策		
	(66)総合的な治水・土砂災害対策					(66)総合的な治水・土砂災害対策		
	(67)農地の保全	(67)農地の保全						
	(17)治水施設の整備・機能保全及び老朽化対策【再】					(17)治水施設の整備・機能保全及び老朽化対策【再】		
	(25)土砂災害防止施設の整備・機能保全及び老朽化対策【再】					(25)土砂災害防止施設の整備・機能保全及び老朽化対策【再】		
大量に発生する災害廃棄物の処 理の停滞により復旧・復興が大幅 に遅れる事態	(7)緊急輸送道路等の確保【再】					(7)緊急輸送道路等の確保【再】		
	(68)有害物質の拡散・流出防止対策				(68)有害物質の拡散・流出防止対策			
	(69)有害物質の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練	(69)有害物質の拡散・流出に備えた資機材の整備及び訓練						
	(22)治山施設等の整備・機能維持【再】					(22)治山施設等の整備・機能維持【再】		
	(24)森林の整備【再】	(24)森林の整備【再】						
	(70)農業の担い手に対する農地集積・集約化	(70)農業の担い手に対する農地集積・集約化						
治水ダムや防災施設、ため池、天 然ダム等の損壊・機能不全による 二次災害の発生	(71)耕作放棄地の発生抑制と再生支援	(71)耕作放棄地の発生抑制と再生支援						
	(72)農地、農業用施設の維持・保全	(72)農地、農業用施設の維持・保全						
	(73)災害廃棄物処理対策の推進				(73)災害廃棄物処理対策の推進			
	(74)被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知				(74)被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知			
	(20)浸水の早期解消【再】					(20)浸水の早期解消【再】		
	(39)災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備【再】		(39)災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備【再】					
治水ダムや防災施設、ため池、天 然ダム等の損壊・機能不全による 二次災害の発生	(75)農林業の担い手の確保・育成	(75)農林業の担い手の確保・育成						
	(76)建設業の担い手の確保・育成	(76)建設業の担い手の確保・育成						
	(29)道路施設等の応急復旧体制の整備【再】					(29)道路施設等の応急復旧体制の整備【再】		
	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】
	(77)応急仮設住宅の早期提供・運営					(77)応急仮設住宅の早期提供・運営		
	(78)地籍調査の推進					(78)地籍調査の推進		
治水ダムや防災施設、ため池、天 然ダム等の損壊・機能不全による 二次災害の発生	(79)持続可能な地域づくり						(79)持続可能な地域づくり	
	(80)貴重な文化財等の保護			(80)貴重な文化財等の保護				
	(81)雇用の確保と安定化	(81)雇用の確保と安定化						
	(57)企業の事業継続計画(BCP)策定の促進【再】	(57)企業の事業継続計画(BCP)策定の促進【再】						
	(77)応急仮設住宅の早期提供・運営【再】					(77)応急仮設住宅の早期提供・運営【再】		
	(82)風評被害等の防止に向けた正確な情報発信	(82)風評被害等の防止に向けた正確な情報発信			(82)風評被害等の防止に向けた正確な情報発信			(82)風評被害等の防止に向けた正確な情報発信
治水ダムや防災施設、ため池、天 然ダム等の損壊・機能不全による 二次災害の発生	(30)住民等への情報伝達【再】							
	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】	(10)地域防災力の向上【再】			(10)地域防災力の向上【再】
	(38)要配慮者(難病患者等)への医療的支援【再】	(38)要配慮者(難病患者等)への医療的支援【再】						
	(39)災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備【再】	(39)災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備【再】						
	(43)災害対応力の強化【再】				(43)災害対応力の強化【再】			
	(47)災害医療に関わる人材の育成【再】	(47)災害医療に関わる人材の育成【再】						
治水ダムや防災施設、ため池、天 然ダム等の損壊・機能不全による 二次災害の発生	(48)災害福祉支援ネットワークの推進【再】	(48)災害福祉支援ネットワークの推進【再】						
	(75)農林業の担い手の確保・育成【再】	(75)農林業の担い手の確保・育成【再】						
	(76)建設業の担い手の確保・育成【再】	(76)建設業の担い手の確保・育成【再】						
	(79)持続可能な地域づくり【再】						(79)持続可能な地域づくり【再】	
	(81)雇用の確保と安定化【再】	(81)雇用の確保と安定化【再】						
	(83)移住・定住の促進					(83)移住・定住の促進		